

320.9225
H241m



2

0012192-000

320.9225-H241m

満洲帝国主要法令解説


長谷鎮広・著


清水書店

1940

ACA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの





工-5X19

滿洲帝國 主 要 法 令 解 說

大 谷 隆 美 序
長 谷 鎮 廣 著

法學博士

法學士

解 說 法 令

組織法、人權保障法、帝位繼承法、
民法、商法、刑法、刑事訴訟法、
違警罪處罰令、違警罪即決例、公
文程式令等、國務院官制等、文官
令、國兵法、恩赦令、法院組織法
滿日司法事務共助法、律師法

社會發售

東 京 清 水 書 店 發 行

滿洲帝國 主 要 法 令 解 說

序 隆 美 谷 大 士博學法
著 廣 鎮 谷 長 士學法

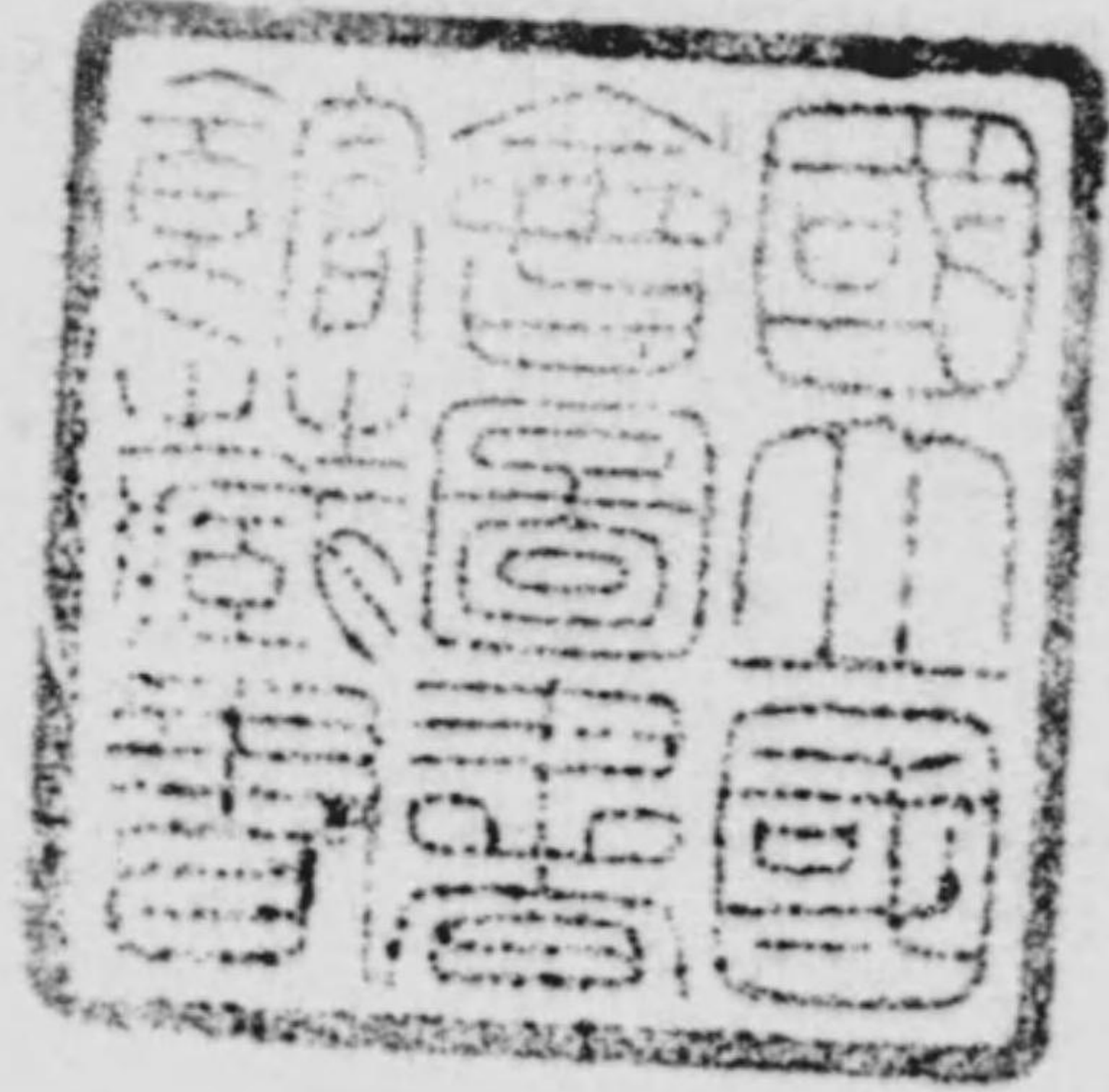


社 會 資 合

行 發 店 書 水 清 京 東

320.9225

H241m



33904

序 文

建國以來長足ノ進歩ヲ遂ゲツツアル盟邦滿洲帝國ハ、先進諸國ノ長ヲ採リ短ヲ捨テ進歩的ナ法令ヲ整備實施スルニ至ツタ。本書ハ、同國法令中就中重要ノモノニツキ、其ノ概要ヲ容易ニ把握セシムルヤウ編述セラレテキル。收ムルトコロ、組織法、人權保障法、帝位繼承法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法、法院組織法、滿日司法事務共助法、律師法、國兵法、文官令其ノ他ノ諸重要法令ニ亘リ、其等ノ沿革及ビ大意ヲ縷述シ能ク其ノ大要ニ通曉セシムル近來ノ好著述デアル。故ニ同國行政官、司法官志望者ノ如キニハ勿論、廣ク同國主要法令ノ概念ヲ知ラントスル士ノ必讀書トシテ切ニ推獎スルモノデアル。

序 文

一

著者ハ篤學ノ士ニシテ常ニ各種ノ法律學ノ研究ヲ怠ラズ、今度滿洲國關係ノ法律ノ好著ヲ發表セラルルハ同君ノ勞ヲ多トスルト共ニ一般社會ノ爲ニ慶賀スベキコトト云ハネバナラス。是レ茲ニ一文ヲ草シテ序ト爲ス次第デアアル。

昭和十五年十月

法學博士 大谷 美隆

はしがき

滿洲帝國は、建國以來立國の本義及び國情に即應せる法制の完備に全力を注ぎ、今や立法的にも他の如何なる國家に比しても何等遜色のない組織を有するに至つてゐる。

本書は、同國の法制の大綱を紹介する意圖の下に、基本法たる組織法、人權保障法、帝位繼承法等につき解説をなし、更に民法、商法、刑法、刑事訴訟法其の他主要の法令に亘り、主として其の特色點につき概説を試みたものである。

殊に同國の民法、商法、刑法、刑事訴訟法等の主要司法法規の制定に當りては、主として日本の法律を參照せられ、日本の進歩せる學說の如きも立法化せられをり、日本の同種の法律を研究する上に

はしがき

二

於ても、参考とすべきことが多い。

本書は、淺學菲才の筆者が匆卒の際に執筆したるため、不備不全の點も尠くない。この點は、後日の是正に俟つこととし、本書を上梓することとした。本書が、同國の法制の大綱を紹介することにいささかなりとも貢獻するところあらば筆者の望外の幸とするところである。

著者識

滿洲帝國主要法令解説 目次

序 說

第一	滿洲國の建國	一
第二	建國の精神	二
第三	法制の整備	八
第四	滿洲國の國體	二
第五	統治の機構	三
第六	行政の機構	一四
第七	地方國體	三〇
第八	滿洲帝國協和會	三六

目次

一

組 織 法

目 次

二

第一章 組織法の制定	二七
第一 組織法の制定	二七
第二 組織法の概観	二九
第二章 組織法の特徴	三〇
第三章 皇 帝	三三
第一 總 說	三三
第二 滿洲帝國の統治	三三
第三 統治權の總攬	三五
第四 統治權の行使	三五

第五 皇帝の尊嚴	三五
第六 帝位の繼承	三六

第四章 皇帝の親裁事項

第一 總 說	三七
第二 命令の制定	三八
第三 緊急勅令	四〇
第四 官制制定權、官吏任免權、俸給制定權	四一
第五 宣戰講和及び條約締結	四三
第六 陸海空軍の統率	四三
第七 榮典の授與	四五
第八 恩 赦	四六
第九 其の他	四七

目 次

三

第五章 參議府

- 第一 參議府の設置……………四七
- 第二 參議府の職務……………四八

第六章 立法院

- 第一 立法院の設置……………五〇
- 第二 立法院の組織……………五一
- 第三 立法院の権限……………五一
- 第四 立法院の開會……………五二
- 第五 立法院の議事原則……………五三
- 第六 立法院議員の特權……………五五

第七章 國務院

……………五七

- 第一 國務院の設置……………五七
- 第二 國務院の大綱……………五八
- 第三 國務總理大臣……………五九
- 第四 各部大臣……………五九
- 第五 國務院會議……………六〇

第八章 法院

- 第一 司法權の行使……………六一
- 第二 司法權の獨立……………六一
- 第三 司法權と行政權との分離……………六二
- 第四 法院……………六三
- 第五 法官……………六四
- 第六 裁判の公開……………六六

第九章 附 則 六

人權保障法

第一章 人權保障法の制定 七

第二章 人權保障法の内容 七

 第一 概 観 七

 第二 身體の自由 七

 第三 財産權の自由 七

 第四 平等の保護を受くるの權 七

 第五 公務參與權 七

 第六 官公吏に任ぜらるる權等 七

 第七 請願權 七

帝位繼承法

第八 法官の裁判を受くるの權 七

第九 違法行政に對する救済請求權 七

第一〇 課稅徵發罰款に關する保障 七

 第一一 經濟上の利益増進に關する保障 八

 第一二 經濟的壓迫に對する保障 八

 第一三 國家、地方團體の施設享有の權 八

第一章 帝位繼承法の制定 八

第二章 帝位繼承法の内容 八

 第一 概 観 八

 第二 根本原則 八

民法

目次	八
第三 其他の原則	八
第四 繼承の順序の變更	六
第一章 民法の制定	七
第一 民法の制定	七
第二 民法制定の根本方針	八
第三 民法の概観	九
第二章 民法總則	九
第一 總則編の内容	九
第二 通則	九
第三 私權の享有	九

第四 無能力	九
第五 住所	九
第六 法人	九
第七 動産と無記名債權	九
第八 慣習と法律行爲	九
第九 意思表示	一〇
第一〇 條件及び期限	一〇
第一一 期間	一〇
第一二 消滅時效	一〇
第三章 物權法	一〇
第一節 物權法 (第一部)	一〇
第一 物權編の内容	一〇
目次	九

第二 物權法定主義……………108

第三 物權の種類……………108

第四 先取特權の削除等……………109

第五 不動産物權の得喪變更……………110

第六 動産物權の變動……………114

第七 占有權……………115

第八 所有權の内容……………119

第九 所有權の取得……………121

第一〇 共有及び總有……………125

第一一 地上權……………127

第一二 耕種權……………130

第一三 地役權……………131

第一四 典權……………133

第二節 擔保物權法……………136

第一 擔保物權の種類……………136

第二 留置權……………137

第三 質權……………137

第四 抵押權……………140

第四章 債權法……………141

第一節 債權法總論……………141

第一 債權編の内容……………141

第二 日本民法との比較……………143

第三 債權の目的……………144

第四 履行補助者の過失による債務者の責任……………144

第五 保證債務 一四五

第六 債務引受 一四七

第七 債權の消滅 一四九

第八 證券債權 一四九

第二節 債權法各論 一五三

第一 典型的契約の種類 一五四

第二 雙務契約に於ける危険負擔に於ける債權者主義の不採用 一五五

第三 手附の規定の不採用 一五六

第四 買戻に關する制度の不採用 一五七

第五 消費貸借の要物性の否定 一五七

第六 使用貸借の要物性の否定 一五八

第七 貸借權の強化 一五九

商法

第八 懸賞廣告 一六一

第九 寄託 一六二

第一〇 組合 一六三

第一一 準事務管理 一六三

第一二 不當利得 一六五

第一三 不法行爲 一六六

第一章 商法の制定 一六八

第一 商法の制定 一六八

第二 商法制定の根本方針 一六八

第三 商法の概観 一六九

目次 一三

第二章 商人通法

第一 内容の概観 一七一

第二 商人法主義 一七二

第三 商人の意義、種類 一七三

第四 小商人 一七五

第五 實質的審査主義 一七六

第六 商號自由主義 一七七

第七 商業帳簿 一七七

第八 營業讓渡 一七七

第九 商業代理及び商業使用人 一七九

第一〇 代理商 一七九

第一一 仲立人 一七九

第三章 會社法

第一二 問屋 一八〇

第一三 匿名組合 一八一

第一四 商人の行爲に關する特則 一八一

第一五 日本商法との比較 一八三

第四章 運送法

第一 内容の概観 一八六

第二 會社の種類 一八六

第三 規定の順序 一八七

第四 外國會社 一八七

第一 内容の概観 一八八

第二 運送狀の効果 一八八

第三 貨物引換證 一八八

第四 運送取扱人 一八八

第五 特別留置權の削除等 一八九

第五章 倉庫法 一八九

第一 内容の概観 一八九

第二 混藏寄託 一八九

第三 單券主義 一九〇

第四 質權競合の場合の規定 一九〇

第六章 海商法 一九〇

第一 内容の概観 一九一

第二 委付主義 一九一

第三 船長 一九二

刑法

第八章 小切手法 一九三

第七章 手形法 一九三

第四 船舶の衝突 一九一

第一章 刑法の制定 一九四

第一 刑法の制定 一九四

第二 刑法制定の根本方針 一九五

第三 刑法の概観 一九五

第二章 刑法總則 一九六

第一 特色 一九六

目次 一七

第二 罪刑法定主義……………一九七

第三 重罪、輕罪、違警罪……………一九八

第四 違法阻却事由……………二〇三

第五 責任無能力者、限定責任能力者……………二〇四

第六 故意、過失……………二〇五

第七 未遂犯……………二〇九

第八 豫備犯……………二一〇

第九 共 犯……………二一三

第一〇 累 犯……………二一五

第一一 競合犯……………二一六

第一二 刑の種類……………二一八

第一三 刑の加重減免……………二二一

第一四 宣告刑量定の標準……………二二三

第三章 刑法各則……………三三六

第一五 徒刑と禁錮刑との選擇……………三三三

第一六 刑の執行猶豫……………三三四

第一七 假釋放……………三三五

第一 特 色……………三三六

第二 罪の種類……………三三九

第三 大逆罪……………三三三

第四 背叛の罪……………三三三

第五 辱職罪……………三三三

第六 準收賄罪等……………三三四

第七 犯人藏匿、隱避罪……………三三五

第八 偽證罪……………三三六

第九 騷擾罪……………三三七

第一〇 犯罪意圖團結罪……………三三七

第一一 犯罪煽動罪……………三三七

第一二 秩序紊亂、財界攪亂罪……………三三七

第一三 放火罪……………三三八

第一四 阿片に關する罪……………三三九

第一五 準有價證券偽造罪等……………三三九

第一六 印紙、郵便證票に關する罪……………三四〇

第一七 準文書偽造罪……………三四〇

第一八 有形偽造、無形偽造……………三四〇

第一九 印文偽造罪……………三四一

第二〇 近親相姦罪……………三四二

第二一 私彩票發賣、取次、授受罪……………三四三

第二二 殺人罪の種類……………三四三

第二三 尊屬傷害罪……………三四五

第二四 虐待罪……………三四五

第二五 詐欺姦淫罪等……………三四六

第二六 脅迫罪……………三四六

第二七 住居侵入罪……………三四六

第二八 秘密漏洩罪……………三四七

第二九 名譽毀損罪……………三四七

第三〇 窃盜罪……………三四九

第三一 強盜罪……………三五〇

第三二 勒贖罪……………三五〇

第三三 界標損壞罪……………三五〇

第三四 財産隠匿罪……………三五一

第四章 滿洲國刑法と日本人

..... 三五二

第一 處罰し得る日本人

..... 三五二

第二 犯人引渡、處罰上の關係等

..... 三五三

刑事訴訟法

第一章 刑事訴訟法の制定

..... 三五四

第一 刑事訴訟法の制定

..... 三五四

第二 刑事訴訟法の概観

..... 三五五

第二章 刑事訴訟に關する原則

..... 三五六

第一 序説

..... 三五六

第二 彈劾主義

..... 三五六

第三 實體的眞實主義

..... 三五七

第四 職權主義

..... 三五八

第五 直接口頭辯論主義

..... 三五九

第六 自由心證主義

..... 三五九

第七 國家訴追主義

..... 三六〇

第八 公開主義

..... 三六一

第九 法定主義、便宜主義

..... 三六二

第一〇 陪審主義の不採用

..... 三六三

第三章 訴訟の主體並に關係人

..... 三六三

第一 法院

..... 三六三

第二 檢察廳

..... 三六六

第三 司法警察官吏

..... 三六八

第四 被告人 二九

第五 被疑者 二七一

第六 辯護人 二七三

第七 輔佐人、代表者、代理人 二七五

第四章 強制處分 二七七

第一 總說 二七七

第二 召喚 二七七

第三 勾引 二七八

第四 勾留 二七九

第五 留置 二八〇

第六 逮捕 二八〇

第七 押收 二八〇

第八章 財産押收 二八一

第九章 搜索 二八三

第五章 犯罪の捜査 二八三

第一 捜査權の強化 二八三

第二 公訴の提起 二八三

第三 不起訴處分 二八五

第四 豫審制度の不採用 二八六

第六章 公判 二八七

第一 公判の原則 二八七

第二 眞實供述義務 二八八

第三 公判の裁判 二八九

第四 判決と裁定 二九三

第七章 上訴 二六

第一 上訴の種類 二六

第二 控訴 二六

第三 上告 二六

第四 不利益變更禁止の原則の不採用 二六

第五 抗告 二六

第八章 非常手続 二七

第一 再審 二七

第二 非常上告 二七

第九章 特殊手続 二八

第一 略式手続 二八

第二 其他の特殊手続 二九

第十章 附帯私訴 三〇

違警罪處罰令、違警罪即決例

第一章 違警罪處罰令、違警罪即決例の制定 三〇

第二章 違警罪處罰令の内容 三〇

第三章 違警罪即決例の内容 三〇

公文程式令等

第一章 公文程式令の制定 三一

第二章 公文程式令の内容 三一

第一 詔書 三〇八

第二 勅書 三〇九

第三 帝室令 三〇九

第四 法律 三〇九

第五 勅令 三〇〇

第六 條約其他外交文書 三〇〇

第七 豫算等 三〇一

第八 其他 三〇一

第九 法令の施行期日 三〇二

第一〇 軍令 三〇二

第一一 罰則の限度 三〇三

國務院官制 國務院各部官制

第一章 國務院官制等の制定 三五

第二章 國務院 三五

第一 總説 三五

第二 國務院の各部 三六

第三 總務長官、總務廳 三七

第四 興安局總裁 三八

第五 外務局 三八

第六 國務院會議 三九

第三章 國務總理大臣 三〇

第一 國務總理大臣の地位 三〇

第二 國務總理大臣の職責、權限 三一

第四章 各部大臣 三五

第一 各部大臣の地位 三六

第二 各部大臣の主管事項 三六

第三 各部大臣の職責権限 三九

文官令

第一章 文官令の制定 三二

第二章 文官令の内容 三三

第一 概観 三三

第二 官紀 三三

第三 文官の種類、階級、等級 三四

第四 文官考試 三四

第五 自由任用、詮衡任用 三五

第六 給與 三七

第七 分限等 三七

第八 懲戒 三七

國兵法

第一章 國兵法の制定 三九

第二章 國兵法の内容 四一

第一 概観 四一

第二 兵役の義務 四一

第三 服役 四二

第四 徵集 三四二

第五 特典 三四三

恩 赦 令

第一章 恩赦令の制定 三四五

第二章 恩赦令の内容 三四六

第一 總 說 三四六

第二 大 赦 三四六

第三 特 赦 三四七

第四 減 刑 三四七

第五 復 権 三四八

第六 其の他 三四八

法 院 組 織 法

第一章 法院組織法の制定 三五〇

第二章 法院の種類組織 三五二

第三章 法院の管轄事項 三五三

第一 事物管轄と土地管轄 三五三

第二 區法院の管轄事項 三五三

第三 地方法院の管轄事項 三五四

第四 高等法院の管轄事項 三五五

第五 最高法院の管轄事項 三五七

第四章 檢察廳 三五八

第一 檢察廳の意義……………三六八

第二 日本の検事局との比較……………三六九

第三 檢察廳の設置、種類等……………三六九

第五章 職 員……………三六〇

第一 法院、檢察廳の職員……………三六〇

第二 審判官……………三六〇

第三 檢察官……………三六一

第四 書記官……………三六一

第五 繙譯官……………三六二

第六 執行官……………三六三

第七 送達吏……………三六三

第八 庭 吏……………三六三

滿日司法事務共助法

第一章 滿日司法事務共助法の制定……………三六四

第二章 滿日司法事務共助法の内容……………三六五

第一 共助の事項……………三六五

第二 共助の機關……………三六六

第三 共助の方法……………三六七

第四 共助の費用……………三六七

第五 民事の強制執行……………三六七

律 師 法

第一章 律師法の制定……………三六九

第二章 律師法の内容……………三〇

第一概観……………三〇

第二 律師の資格……………三二

—(目次終)—

滿洲帝國主要法令解説

法學士長 谷 鎮 廣 著

序 説

第一 滿洲國の建國

滿洲國は、大同元年三月一日、即ち滿洲事變勃發の翌年たる昭和七年三月一日に建國せられ、完全なる獨立國となるに至り、同年九月五日には、早くも日滿議定書が調印せられ、日本帝國により最初の國家承認を受くるに至つた。

その後二年おいた大同三年三月一日、即ち昭和九年三月一日、傳儀執政は皇帝の位に即き給ひ、帝

序 説

制の實施となり、從來の年號大同は康徳と改められ、滿洲國は滿洲帝國と稱せられるに至り現在に至つてゐる。

第二 建國の精神

滿洲國の建國の趣旨、精神は、大同元年三月一日に建國宣言として中外に發表せられたるものにより明白であるため、左にその全文を掲げる。

滿洲國建國宣言

惟フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フヘシ。地質膏腴、民風樸茂、開放ヲ經ルニ迨ンテ生聚日ニ繁ク、物産豐饒實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命自リ共長民國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ、貅貔相繼キ、竟ニ將ニ廿年ナラントス。狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。内ハ則チ暴斂橫征、恣意揮霍、以テ弊制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關内ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス。一再敗衄スルモ尙ホ悛悔

セス。外ハ則チ信義ヲ蟻棄シ、蒙ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。加フルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、至ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓殍途ニ載ス。我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域内ニ託スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脱センヤ。今ヤ何ノ幸ソ手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥盤踞シ、秕政萃聚セル地ヲ舉ケ一旦ニシテ之ヲ廓清ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ予ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。

是ヲ惟フニ内、中原ヲ顧ミレハ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス、何ヲカ民生ト云フ。實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ。但タ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐僞ハ究詰スルニ勝ヘス。比來内鬩迭々起リ、疆土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレン。是ニ於テ赤匪橫行シ、災祲薦リニ告ク。毒、海内ヲ痛マシメ、民怨沸騰シ政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治清明ノ會ヲ追思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キ、幾及スヘカラス。此レ我カ

各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試験ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱ミ、醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從新未タ退仰スヘカラサルニ籍ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ、浸ク共產ニ至ルノミニ非ス、自ラ亡國滅種ノ地ニ陥リテ已マサラン。

今我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機縁ヲ以テ、カメテ振拔ヲ求メ、自ラ政治萬惡國家ノ範圍外ニ脱セサレハ、勢必ス胥ヒ載セテ爾ニ及ヒ、同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各聯盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ、詳ニ研討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク、以爲ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス、只安集ヲ以テ主ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ即チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ即日宣告シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。茲ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。

竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツキ、道ハ天ニ本ク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ或存ヲ容サス。凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スル者ハ皆種

族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保障シ其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。竝ニカヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ求メ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ俊賢ヲ登用シ、實業ヲ獎勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ維持シ、警兵ヲ訓練シ、匪禍ヲ肅清セム。更ニ進ンテ教育ノ普及ヲ言ヘハ、當ニ禮教ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ必ス境内一切ノ民族ヲシテ熙熙皞皞トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ則チ信義ヲ尊重シテカメテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以内ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我カ新國境内ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戶開放機會均等ノ實際ヲ達セム。

以上宣布セル各節ハ新國家立國主要ノ大綱タリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、即チ當ニ新組織ノ政府ニ由リテ其ノ責任ヲ負フヘシ、極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓

ス。

天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。

大同元年三月一日

滿洲國政府

右の建國宣言で分明の如く、滿洲帝國は左のことを以て、建國の精神とする。

(一) 道義世界の建設

仁愛を本とし、東洋道徳を基調とする社會を滿洲國に於て實現し、東洋平和の基礎を確立し、延てこれを世界全般に及ぼさんとする。

(二) 各種民族の協和

滿洲國に於ては、漢族、滿族、蒙族、日本、其の他各民族にして苟くも長久に居留を願ふ者は、平等の待遇を享くることを得るものとせられ、いはゆる五族協和が建國の一理想とせられる。

(三) 王道政治

滿洲帝國に於ては、民主主義的議會政治は排せられる。又、專制政治も採用せられず、民族協和し正しき民意を反映せる官民一途の獨創的王道政治の實現が期せられる。民主的、即ち自由主義的政治

は王道の理想と相容れず、議會形式は唯物的政治に墮し、兎角黨利政治に陥り易い。又、文化程度が十分でなく、各民族がその數に於ても、その民度に於ても著しい差異を持つてゐる國に於ては、議會形式は民族抗争を招く以外の何物でもない。又、專制政治は、強權的武斷政治であり、人民を窮迫困厄のドン底に陥らしむる。かゝる見地よりして滿洲帝國に於ては、其の何れにも倣はず、只管に道義の顯揚と人民の康福を庶幾する独自の組織體によつて政治は運用せられることとなつてゐる。要するに、道義世界を建設する手段としては、民族抗争の因となる議會政治の形式によらず、又武力壓制による霸道によらずして、萬物を生成發展せしむる王道理想を基調とするいはゆる王道政治の實行に俟つべきものとせられる。

(四) 國際信義の尊重

滿洲國に於て、對外政策は努めて親睦を求め、從來存在したる國際間の慣例はこれを遵守し、條約債務はこれを承認繼承して列國との親睦を保持することを以て、建國の一本精神とする。

(五) 門戶開放機會均等

滿洲國の成立を承認したる國家に對しては、相互關係に於てこれを待遇し、それらの國家の投資、

商業の經營、資源の開發行爲はこれを歓迎する。

第三 法制の整備

滿洲國は、建國以來、獨立國として法制の整備に全力を注ぎ、現在に於ては、法制も略完備の域に近づいてゐる。

抑も滿洲國は、建國の直後、大同元年三月九日、教令第一號を以て政府組織法を、教令第二號を以て人權保障法を制定發布し、國家の根本法を明らかにした。其の後康德元年二月一日、帝制の實施と共に政府組織法は廢止せられ、これに代るものとして組織法が制定せられた。政府組織法、これに代るものとして、後に制定せられた組織法並びに人權保障法は相合して、滿洲國の實質的憲法と稱すべきもので、これらは建國と共に早くも整備せられたが、其の他の一般法令に關しては、建國と共に直ちにこれを制定するの邊がなかつたため、大同元年三月九日教令第三號「暫ク従前ノ法令ヲ援用スルノ件」によりて、從來滿洲國に行はれてゐた民國の法令が原則として適用せられることとせられた即ち同令により（一）建國の主旨、國情及び建國後制定せらるべき法令に牴觸せざる條項に限り、暫定的に従來の法令を援用し、（二）前項の條件に牴觸するに由り援用すべき法令なきときは、國民政

府の法令により其の效力を失ひたる法令が適用せられ、（三）更に又、前二項に該當する法令もないときは、從來の習慣及び慣行、又習慣又は慣行なきときは條理によるべきものとせられた。この時代は、所謂舊法援用時代ともいふべきものである。

併し、一方、國內秩序の回復、帝制の實施等に伴ひ、立國の本義及び國情に即應した司法制度確立のため、種々の立法事業が續けられた。殊に康德元年の組織法の制定後の十月、主要司法法規制定のため、司法部參事官、法典起草委員會、法典制定委員會、漢文整理委員會の四機關が設けられ、各々其の分擔を定め、康德四年十二月迄に、これを完成せしめられることとなつた。これら主要法規の立案制定に當つては、日本法學界の斯學の權威の援助審核をも求められ、萬全を期せられ、左の如き各氏が法規制定顧問となられた。

民	法	東京帝國大學教授	法學博士	德	積	重	遠
				同			
				我	妻		榮
商	法	學士院會員	法學博士	松	本	丞	治
		東京帝國大學教授	法學博士	山	中	耕	太
							郎

刑 法	大審院部長判事	法學博士	泉 二 新 熊
民事訴訟法	大審院部長判事	法學博士	池 田 寅 二 郎
刑事訴訟法	東京帝國大學教授	法學博士	小 野 清 一 郎
法制一般	中華民國法政研究會幹事		村 上 貞 吉

かくして、主要司法法規の編纂は着々進捗し、先づ康徳三年（昭和十一年）一月四日に「法院組織法」が制定せられ、康徳四年に入つてからは、先づ一月四日に「刑法」、三月八日に「刑事訴訟法」が制定公布せられ、逐次、「民法」、「民事訴訟法」、「強制執行法」、諸種の商事法規等も制定公布せられこれらは全部康徳四年十二月一日迄に實施せられるに至つた。かく主要司法法規が完備すると共に、日本帝國は、滿洲國に於ける治外法權を撤廢するに至り、滿洲國在住日本人も亦滿洲國法令の適用を一樣に受くることとなつた。

一方帝位繼承法、國兵法其の他重大法令も逐次發布せられ、滿洲帝國の法令は今や完備に近づいてゐる。總じて同國の法令は、同國の立國の本義並びに特殊の國情を基礎として制定せられてゐるが、又日本を始め諸外國の進歩せる法令、學説を参照して制定せられたもので、進歩的立法たること歴然

たるものがあり、参考とすべき點も亦非常に多い。

第四 滿洲國の國體

滿洲國の國體は、皇帝を主權者とする君主國體に屬するが、殊に注目すべきは、日本帝國と一徳一心、不可分の關係にあることである。

康徳元年三月一日、皇帝として御登極の際に煥發せられた即位の詔書（組織法の部に於て後掲）中には、

「守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心永固ヲ期スヘシ」

と宣らせられて、日滿兩國は相互依存共存共榮なるべきを明示せられてゐる。

又、康徳二年（昭和十年）五月二日には、日本の教育勅語に相當する回鑾訓民の詔書を宣布せられ、その中に、左の如く述べられてゐる。

「朕、日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ。爾衆庶等更ニ正ニ仰イデ此ノ意ヲ體シ、友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スベシ」

滿洲事變前の張家の下にあつた滿洲國は、日本帝國と對立的、競争的の國家であつたが、現在の滿

洲帝國は、日本帝國と家族的關係、情理の關係に立つもので、西洋の國際法では理解し難い特色があるものである。

なほ、國體を君主國體と民主國體とに區別する見地よりは、滿洲國が君主國體に屬することは、組織法第一條同第三條の規定より見ても明らかである。

第五 統治の機構

滿洲帝國の統治の機構は、大綱は組織法により定まり、詳細の點は、種々の法令により定まつてゐる。それらの詳細は、各法令の説明に譲るが、其の大綱を述べれば、左の如くである。

(一) 三權行使の機關の分立

組織法により、立法權の行使には立法院の協賛を経るを要し、司法權は法院をしてこれを行はしめ行政權の行使のためには國務院が設けられてゐる。即ち立法、司法、行政の三權行使の機關は各異にせられ、而して皇帝はそれらの上にあつて、これを總攬せられることとなつてゐる。即ち其の政體は、專制政體ではない。併し同時に、議會形式を觀念の要素とする意味に於ける立憲政體でもない。政體の形式は、獨創的王道政治たるものである。

三權を總攬せられる皇帝は、大日本帝國の天皇の大御心を以て御心とせられ、王道政治の中心たる地位にあらせられ、三權行使の機關は建國精神の體得者を以て構成せられ、皇帝を中心として建國精神を政治的に發動顯現せしむるの關係にある。

(二) 參議府

立法院、法院、國務院の外に皇帝の最高諮詢機關として參議府が設けられる。參議府は日本の樞密院に該當するものである。殊に立法院は現在未だ成立なきため、法律等は參議府に諮詢するのみにて制定することを得るものとせられ、重要な地位を有する。

(三) 國務總理大臣並に各部大臣

國務院には、國務總理大臣が置かれ、唯一の皇帝輔弼機關とせられる。

國務總理大臣の外に、治安、民生、産業、經濟、司法、交通の六部に大臣が置かれる。所謂部は日本の各省に該るものであるが、併し、これらの大臣は單に行政大臣で、皇帝を輔弼する國務大臣ではない。なほ、重要政務のためには、これらの大臣等によりて、國務院會議が開かれることとなつてゐる。

(四) 總務長官

國務院には、各部大臣の外に、總務長官が置かれる。總務長官は、國務總理大臣の直接の輔佐機關で、事實上、副總理格たるものである。總務長官の統轄する官廳を國務院總務廳と稱し、重大政務の元締はこゝでなされることゝなつてゐる。

第六 行政の機構

滿洲帝國の統治機構は、前述の如く、皇帝の統治權總攬の下に、立法院、國務院、法院の三大機關が並立し、各々統治權の重要作用たる立法、行政、司法の各權の行使に參劃することゝなつてゐるが、行政權の行使は種々の行政官廳によりてなされる。行政官廳は中央行政官廳と地方行政官廳とに分つことを得る。兩者に分つて、其の概要を述べんに次の如くである。

(一) 中央行政官廳

中央行政官廳とは、其の權限が特に制限せられない限りは全國一般に及ぶものであり、これに屬するものとしては左の如きものがある。

(イ) 國務總理大臣

國務總理大臣は、國政一般につき皇帝を輔弼し奉るもので、この地位に於ては行政官廳たるものではないが、併し他面、行政官廳たる地位を有する。即ち部内の機密、企劃、法制、人事、主計、統計、宣傳並びに外交及び蒙政に関する事項は國務總理大臣の主宰事項とせられ（國務院官制第一〇條、第一一條、第一五條）これらの事務に付ては、國務總理大臣は自ら國家の意思を決定する行政官廳たるものとせられる。國務總理大臣は、これらの主管事項に付ては、院令を發することを得る（國務院官制第三條）。

國務總理大臣の主管事項に付ては、主要の機關として總務廳、興安局、内務局、外務局が設けられ、これにそれ／＼總務長官、興安局總裁、内務局長官、外務局長官が置かれる。

(ロ) 各部大臣

各部大臣は、行政事務を處理する最上級の中央行政官廳であり、法律、勅令の發案權、部令の制定權、下級機關に對する指揮監督權、所部官吏の指揮監督權、處分權等の職權を有する（國務院各部官制等）。國務總理大臣と異なり、皇帝の輔弼機關ではなく、純然たる行政官廳たるものである。

(ハ) 審計局

審計局は、審計局長官及び審計官を以て組織せられる合議制の官廳である。

審計局は、歳入歳出の決算を審計確定すると共に、官金の收支、官有物に關する計算を検査し一般國家の會計を監督し、併せて地方團體及び政府より補助金又は特約保證を受くる團體營造物の收支につき審計をなすところのものである。

審計局は、要するに、國家諸機關の會計を監査する重要機關である。従つてそれは國務院及び各部より獨立するものとせられてゐる。

審計局の職權、組織等は、審計法（康德四年六月二七日勅令第一四〇號）に定められてゐる。

(二) 地方行政官廳

中央行政官廳の如く、其の權限が原則として全國に及ばず、單に一定の行政區劃内に止まり、其の區劃内の事務を處理するものを地方行政官廳と稱し、これに屬するものとしては、左の如き各種のものが認められてゐる。

(イ) 省 長

いはゆる省は、滿洲國の最大行政區劃たるもので、現在全滿を十八の省に分けられ、省には、省長

が置かれてゐる。省長は、省内の行政事務を掌理する單獨制の行政官廳で、上下の關係より見るときは、國務總理大臣、各部大臣等の中央行政官廳と縣、旗との間に介在するものである。

即ち省長は、一方、法律命令の執行、部内の行政事務の掌理につき國務總理大臣、各部大臣の指揮監督を受くと共に、他方、省令發布權、出兵請求權、下級官吏に對する指揮監督權等の權限を有する。省内の縣長、旗長、市長、警察廳長、警察署長（興安各省）等は、すべて省長の指揮監督下にあり官廳である。

省に付ては、省官制（康德元年一〇月二一日勅令第一一〇號）に詳細定められてゐる。

(ロ) 首都警察總監

首都警察總監は、首都警察廳官制（大同元年六月二一日教令第二九號）により定められる、最上級の特別地方行政官廳たるものである。

即ち首都警察總監は、首都たる新京及び長春縣内を管轄し、其の地域の警務を司る。いはゆる警務は、警察、消防及び特に民生部大臣の指定する衛生事務を包含し、これらの事務にかぎりこれを司掌する特別行政官廳である。

首都警察總監は、一方國務總理大臣、各部大臣の指揮監督を受くると共に、他方、廳令の發布權、出兵請求、警察署長の指揮監督權等を有する。

(ハ) 鐵道警護總監

鐵道警護總監は、鐵道警護總隊官制により認められるもので、滿洲國有及び南滿洲鐵道株式會社の所有又は經營に屬する鐵道、船舶、自動車及び港灣の警護を司る特別行政官廳である。

官廳としては、單獨制、最上級の地方特別行政官廳に屬し、治安部大臣の指揮監督を受ける。その權限は、滿洲國有及び南滿洲鐵道株式會社の所有又は經營に屬する鐵道の列車内、鐵道線路、機關車、倉庫工場、埠頭構内、驛構内の警備並びに警察事務を綜理し、鐵道警護隊令の發布權等を有する。

(ニ) 警察廳長

警察廳長は、省長に直隸し、省長の指揮監督を受け法律命令を執行し、其の管轄區域内に於ける警察、消防及び特に民生部大臣の指定する衛生事務を司る單獨制の中級地方行政官廳である。

警察廳官制(大同元年六月一日敕令第二八號)に詳細定められてゐる。現在警察廳は、十八ヶ所の市等に設けられてゐる。省長の指揮監督を受くると共に、警察署長、消防署長に對する指揮監督權

を有し、又、廳令の發布權を有する。

(ホ) 縣 長

省の下に位する行政區劃として縣があり、縣には縣長が置かれる。縣長は、省長の指揮監督を受け、法律命令を執行し、縣内の行政事務を掌理する。其の權限等は縣官制(康德四年一月一日勅令第四一號)に定められ、行政官廳としては、省長の下に位する中級の官廳で、前述の警察廳長が特別行政官廳たるに對し、一般行政事務を掌理するいはゆる普通行政官廳たるものである。

縣長は縣令の發布權、出兵請求權、所屬職員、下級官廳並びに自治團體を指揮監督するの職權を有する。其の指揮監督に服するものとしては、警察署長、街村長等がある。

なほ、縣長は別に縣制により、自治團體たる縣を代表するの地位も有する。

(ヘ) 旗 長

旗とは、蒙古に於ける縣に相當する行政區劃で旗には旗長が置かれる。

旗長は、省長の指揮監督を承け、旗の行政を統轄する普通地方行政官廳である。縣と同一の地位にあるもので、主管事項に關する旗令の發布權、出兵請求權等を有する。

蒙古行政は、特に國務總理大臣の直宰するところとせられ、國務院に興安局が置かれ、興安局總裁が國務總理大臣を輔佐し、蒙政事務の連絡調整に任ずる(國務院官制第一〇條)。旗長の第一次監督官廳は、省長であるが、第二次監督官廳は各部大臣でなく、國務總理大臣である。

旗は、一面に於て自治團體とせられること縣と同じく、従つて旗長はこの自治團體を代表するの地位をも有する。

(ト) 市長

市長は、省長の指揮監督を承け、法律命令を執行し市内の行政事務を掌理する單獨制の地方行政官廳である。

市長の職權等は、市官制(康徳三年三月六日勅令第二五號)により定められ、市令の發布權等を有する。

市長は、一方に於て行政官廳であるが、他方に於ては、法人たる市の代表機關たること、縣長、旗長と同一である。

第七 地方團體

(一) 總 説

縣、旗、特別市、市は街、村と共にそれ／＼公法人とせられ、いはゆる自治權が認められてゐる。

其の詳細は、それ／＼縣制(康徳四年二月一日勅令第四〇八號)、旗制(大同元年七月五日縣令第五六號)、新京特別市制(康徳四年九月三〇日勅令第二七九號)、市制(康徳三年三月二六日勅令第二四號)、街制(康徳四年二月一日勅令第四一二號)、村制(康徳四年二月一日勅令第四一五號)に定められてゐる。以下、其の概要を略述する。

(二) 縣

縣は、國の行政區劃たる縣を其の區域とし、其の區域内に存在する住民を以て構成要素とする地方團體である(縣制第二條、第六條)。

縣に於ける議決機關且つ執行機關は官吏たる縣長である。舊自治縣制に於て認められた、縣の議決機關としての縣自治委員會の如きは現行縣制では認められない。縣長は縣條例の發布、縣稅の賦課徵收其の他に亘り、廣汎なる權限を有する。而して、其の權限の執行に付ては、第一次に省長の監督を受け、第二次に國務總理大臣の監督を受ける(縣制第四〇條)。

(三) 旗

旗は、縣に相當する地方團體で、一定の區域と住民とを以て構成せられ、官吏たる旗長が其の執行機關であることは、縣に於けると同じき。

併しながら、院令を以て指定する旗には、議決機關として自治委員より成る旗自治會が置かれる。而して一定の事項（旗制第二六條）は、旗自治會の議決を要すべきものとせられる。

なほ、旗長の権限は縣長のそれと略同一であるが、縣長に比較して其の範圍は狭い。

(四) 特別市

新京は特別市とせられ、新京特別市制により、公法人とせられる。

特別市の意思決定機關は、特別市自治委員會であり、執行機關は官吏たる市長である。特別市自治委員會の構成員たる自治委員は、特別市公民中より國務總理大臣の認可を受けて市長が選任する。即ち其の委員は、官選であり、民選の方法は採られてゐない。特別市制により定められる一定の事項は自治委員會の議決を経べきものである。

特別市は、普通の市と異なり、第一次に省長の監督を受くることなく、直接に國務總理大臣の監督

を受くる。

(五) 市

市も亦公法人とせられ、法令の範圍内に於て其の公共事務並びに法令又は條例により市に屬する事務を處理する（市制第一條）。

市は、特別市と左の諸點に於て、其の法制を異にしてゐる。

(イ) 特別市に於ては、意思決定機關と執行機關とは分たれるが、普通の市に於ては、市長が意思決定機關であり、且つ執行機關である。たゞ市に於ては、市の事務に關し市長の諮問に應ずる、諮議會員を以て組織する諮議會が置かれ、一定の事項は、これに諮問することを要するものとせられる。併し市長は、諮議會の答申に拘束せられることはない（市制第一五條、第一九條）。

(ロ) 特別市は、直接國務總理大臣の指揮監督を受くるが、普通の市は第一次に省長の監督を承け、第二次に國務總理大臣の監督を受くる（市制第四八條）。

(六) 街、村

街、村は縣の下に位するもので、日本の町村に當るものである。街、村は最下級の地方團體で、其

の機關としては街長、村長が置かれる。街長、村長は、それぞれ街、村の行政を統轄し、これを代表する。勅令を以て指定する街には、街長の諮問機關として諮議會が置かれる。街長、村長は第一次に縣長の監督を受け、第二次に省長、第三次に國務總理大臣の監督を受くる。

第八 滿洲帝國協和會

滿洲帝國に於ては、建國理想の達成に努力する實踐的の組織體として滿洲帝國協和會がある。即ち首都新京に滿洲帝國協和會中央本部があり、省には協和會省本部、縣には協和會縣本部、旗には協和會旗本部、市には協和會市本部があり、而して街、村其他官衙、會社等に協和會分會があり、分會を以て協和會の基本單位とせられ、民族、職業の如何を問はず、建國精神、體得者を以て組織せられることゝなつてゐる。

協和會の綱領には「滿洲帝國協和會は唯一永久、舉國一致の實踐組織體として政府と表裏一體となり、一、建國精神を顯揚し、民族協和を實現し、一、國民生活を向上し、一、宣徳達情を徹底し、一、國民動員を完成し、以て建國理想の實現、道義世界の創建を期す」とある。

協和會は、右の如き綱領の下に活動する組織體であり、それは一國一黨的の政黨ではなく、又秘密

結社でもなく、更に又權力團體でもない。昭和十一年九月十八日の植田關東軍司令官の一滿洲帝國協和會の根本精神」なる聲明中の「協和會設立の意義」には「協和會は滿洲建國と共に生れ、國家機構として定めたる團體にして、建國精神を無窮に護持し國民を訓練し、其の理想を實現すべき唯一の思想的、教化的、政治的實踐組織體なり。實踐して偏するなく、結合して私するなし」とある。

又、協和會と滿洲帝國政府との關係に付ては、同聲明中に左の如く述べられてゐる。

「建國精神の眞髓は協和會の體得すべき唯一絶対のものなり。建國精神の政治的發動顯現は滿洲國政府に據り、其の思想的、教化的、政治的實踐は協和會に據るべく、民意の暢達之に依りて期すべし。従つて協和會は政府の從屬機關に非ず、對立機關に非ず、政府の精神的母體なり。政府は、建國精神即ち協和會精神の上に構成せられたる機關にして、其の官吏は協和會精神の最高熱烈なる體得者たるべきものなり。眞の協和會員が政府に入り、又は野に在りて政治經濟を指導し思想を善導し建國精神を以て全國民の動員を完成する時、王道政治の實現は期待せらるべし」。

即ち右聲明でも分明の如く、協和會は、政府の從屬機關でもなければ、對立機關でもなく、政府の精神的母體として建國精神を體得すべき唯一の存在である。

協和會の政治的實踐活動の精髓として、聯合協議會がある。聯合協議會は、縣(旗)市聯合協議會、省聯合協議會、全國聯合協議會の三段階に分れ、縣(旗)市聯合協議會は、各所屬分會の代表者を以て、省聯合協議會は、縣(旗)市聯合協議會の代表者を以て、全國聯合協議會は省聯合協議會の代表者を以て構成せられる。これらの聯合協議會は、日本の市會、縣會、帝國議會等と全く異なり、政府官吏を含むところの、協和會の道義的協議懇談會であり、協議決定せられた事項は法律的強制力を有せず、道義的に實行せられる。而して縣聯で解決しない問題は省聯に、省聯で解決出来ない問題は全聯にといふ風に移されて協議せられる。聯合協議會は、かくして正しき民意を政治に反映せしむると共に、政策の眞意を國民に浸透せしめんとするもので萬物を生成發展せしめんとする王道の理想を基調とする王道政治の眞面目は特にこの協議會の健全なる發達に待つところが大きい。

組 織 法

第一章 組織法の制定

第一 組織法の制定

組織法は、別に定められる人權保障法と合して、滿洲帝國の統治の根本原則を定むる憲法たるものである。

滿洲國は、大同元年三月一日建國宣言發せられ、獨立の國家となつた。而して、同年三月九日、敕令第一號を以て政府組織法が制定、公布せられ、即日施行せられた。この政府組織法は全文四十條より成り、滿洲國家の組織及び作用の大綱を定めた根本法であり、左の如き上諭が附せられて公布せられた。

「茲ニ政府組織法ヲ發布シ以テ滿洲國ヲ統治スル國政ノ根本法ト爲ス。本法ハ將來民意ヲ採取シ滿

洲國憲法ヲ制定スルヲ俟テ直ニ之ヲ廢止ス。此ニ令ス」

この政府組織法は、滿洲國を統治するは執政なりとなし、第一章に執政につき規定し、第二章、參議府、第三章、立法院、第四章、國務院、第五章、法院、第六章、監察院につき規定してゐた。

然るに、大同三年三月一日、皇天の眷命の下るところ、國民の總意の歸するところに従ひ溥儀執政は帝位に登られ、こゝに帝制實施せらるゝに至り、年號も康德元年と改められ、同時に勅令第一號、政府組織法廢止に関する件により政府組織法は廢止せられ、改めて、組織法が康德元年三月一日に制定公布せられ、同日より施行せられることゝなつた。この組織法は、滿洲帝國は皇帝之を統治すと謂ふ根本原則を第一條とするもので、從來の民主制の採用に對して、君主制の採用を根本原則とするものである。

現在行はれてゐる組織法は、これに屬する。尤もこの組織法は、其の後、康德元年十一月二十九日、康德四年六月五日の兩度に改正せられてゐる。就中、康德四年の改正は、所謂行政機構の一大改革のために行はれたもので、一大改正である。即ちこの改正により、參議府は重要な國務に關し意見を上奏することを得との規定は削除せられ、參議府は純粹の諮詢機關とせらるゝに至つた。又、國務院

を組織する各部にも廢合が行はれ、これに關する組織法第二十八條の規定も削除せられ、更に第六章の監察院に關する規定は全部削除せられるに至つた。更に又、參議府の諮詢事項に關する第十五條の規定も、改正せられるに至つた。

第二 組織法の概観

組織法は、本文三十四條並びに附則三條より成り、それは第一章、皇帝、第二章、參議府、第三章立法院、第四章、國務院、第五章、法院の各章に分たれてゐる。

内容的に見れば、滿洲帝國は皇帝これを統治するを根本原則とし、皇帝の下に國務院、立法院があり、別に法院がある。又、皇帝の諮詢機關として參議府が設けられる。而して、立法權の行使には立法院の翼賛を必要とし、司法權は法院をしてこれを行はしめ、又、國務院は行政權を行使するが、併し重要な事項は、皇帝の親裁事項とせられる。

一般國務に關し、輔弼の職責を有するは國務總理大臣であり、他の大臣、即ち各部の大臣はこれを有しない。尤も軍の統率事項だけは、軍政部大臣の副署で（但し國務に關するものは、國務總理大臣も俱に副署する）軍令を公布し得ることゝなつてゐる。

なほ、國務院官制により、重要な國務は國務院會議で決定することとなつてゐるが、總じて國務總理大臣の統制力は強大で、中央集權の實を擧ぐることゝ重點が置いてある。

組織法の上諭を掲げると、左の如くである。

「朕皇天ノ眷命ヲ承ケ帝位ニ即キ茲ニ組織法ヲ制定シ統治組織ノ根本ヲ示ス朕ハ統治ノ權ヲ行フニ當リ此ノ條章ニ循ヒテ愆ヲサルヘシ」(康徳元年三月一日)

「朕、皇天ノ眷命ヲ承ケ統治ノ大權ヲ行フ時ニ隨ヒ宣ヲ制シ以テ國運ノ發展ニ順應シ制度ノ燦備ヲ期スルハ建國ノ大義ニ基ク所以ナルヲ念ヒ茲ニ組織法ヲ改ム宜シク率由シテ愆ヲサルヘシ」(康徳元年十一月二十九日)

「朕茲ニ深ク世局ノ進運ヲ察シ廣ク宇内ノ形勢ヲ稽ヘ帝國統治ニ關スル制度ヲ損益シ愈國運ヲ伸ハ益邦基ヲ固ウスルノ要ヲ念ヒ乃チ組織法ノ條章ヲ改定シ厥ノ經制ヲ垂レ用テ循守ニ資ス爾僚司衆庶克ク朕カ意ヲ體シ翼贊意ルコト勿レ」(康徳四年六月五日)

第二章 組織法の特徴

組織法は、滿洲帝國の組織及び作用を定むる成文の基礎法であり、別に定めらるゝ人權保障法と合して、實質的の憲法といふことが出来る。

組織法は、其の制定の手續より見れば、欽定の法である。而して、組織法は、法律にも勅令にもあらず、組織法といふ特別の形式を有するものである。組織法は、國家の根本法なる結果、其の形式的效力も法律、勅令の上であり、法律又は勅令を以て、これを改廢することを得ず、これを改廢するは、更に組織法制定の手續によるべきものと解せられる。尤も改正の手續に付ては、組織法に規定はない。

組織法は、國民の資格要件、國民の國家に對する權利義務等につき規定せず、専ら皇帝並びに主要なる國家機關の組織構成の大綱につき規定する。憲法と題せられず、組織法と題せられるのはこの故である。

内容的に見るに、一般國務の輔弼機關は國務總理大臣のみとなしたること、立法院に二院制が採られること等顯著な特色である。尤も立法院は未だ成立せず、現在は、組織法第三十六條による便法が採られてゐる。

第三章 皇 帝

第一 總 說

組織法第一條第一項は、「滿洲帝國ハ皇帝之ヲ統治ス」と明定し、第三條は「皇帝ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ本法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と規定する。

即ち皇帝は、滿洲帝國の統治權の總攬者であり、萬機悉くこゝに決せらるゝ。換言すれば、國家の統治權は其の源泉を皇帝より發し、最高の地位に在るものである。

皇帝は、建國以來執政としての地位にあらせられたが建國二周年の大同三年三月一日、皇帝としての位に即かれ給ひ、改めて康徳元年とせられた。其の時に煥發せられた即位の詔書を掲げると、左の如くである。

「奉

天承運ノ皇帝詔シテ曰ク我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年、天意ノ愛民ニ厚ツキ友邦ノ仗義ニ頼リ、其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナカリシニ、日

本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セス、事ハ解懸ニ等シク功ハ援溺ニ同シ、朕藐躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ、我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ流亡漸ク集マリ其謳歌ヲ興シ兵氣潛鎮シ化シテ日月ト爲ル、夫レ皇天親ナク推タ德是レ輔ク、而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル、位ヲ正サンコトヲ籲請シ、詢謀僉ナ同シ、敢テ天命ヲ敬承セサランヤ、其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康徳元年トシテ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ、世難未タ艾キス何ソ敢テ苟安セン、有ラユル守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ常ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ、凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一二其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス、此言ヲ渝エサル曠日ノ如キ有リ朕カ命ヲ替ルコトナカレ咸ヲシテ聞知セシム」

第二 滿洲帝國の統治

滿洲帝國を統治あらせらるゝは、皇帝である。即ち皇帝は、滿洲帝國の統治權の源泉である。

所謂滿洲帝國とは、大同元年三月一日の滿洲國建國宣言により成立したる國家であり、其の領土の範圍に付ては直接これを規定した法はないが、官制其他國家機關の管轄區域等を定めた法規によつて、事實上明瞭に示されてゐる。又、國民の資格要件に付ては、別に民籍法が制定せられ、これによ

つて明かにせられる。

康德元年三月一日、即位の詔書が煥發せられ、從來の民主制國家はこゝに改められ、君主國となつた。即ち康德元年三月一日、溥儀執政は天命を承けて帝位に即かれ、帝制の實施となり、滿洲國は滿洲帝國と稱せられることゝなつた。

皇帝は、かゝる滿洲帝國を統治あらせらるゝ。組織法第一條第一項は、この最も根本的の原則を宣明せるものである。

ここに一言すべきは、皇帝が滿洲帝國を統治遊ばさるるに當りては、日本 天皇陛下の八紘一宇の大精神を御受けになり、日滿一徳一心の一體不可分の關係に於てなされることである。日本は、神武肇國の八紘一宇の大精神を戴いて、代々この大精神の顯現、即ち東亞恢弘の理想の下に進んでゐる。滿洲帝國の建國は、この大精神の具體的の現れである。従つて日本 天皇陛下の有難い大御心は、皇帝陛下によつて滿洲四千萬の人民に光被し、諸民族互に協和し、東洋古來の道德、家族制度の麗はしい精神、隣保共愛の精神を基調とする道義國家を建設することとなる。かく 滿洲帝國の統治に當り、皇帝陛下は、日本 天皇陛下と精神一體の御關係にあらせ給ふことは、康德二年五月二日に煥發

せられた回鑾訓民詔書に最も明確にせられるところである。このことは、すでに序説の滿洲國の國體の部に於て述べたところである。

第三 統治權の總攬

皇帝は、滿洲帝國の統治權を總攬あらせらるる。即ち英國王の如く、在位すれども統治せずといふのではなく、又亞米利加合衆國大統領の如く、國の行政權のみを掌握して議會及び裁判所に對立するものでもない。

即ち法律の裁可、豫算の裁可、條約の締結、陸海空軍の統率、行政機關の組織、官吏の任免等に皇帝の御意思に基かないものはない。

立法院の召集、會期延長の權も亦皇帝に屬し、司法權も法律に依り法院に行はしめらるるもので、立法、司法、行政の作用は總て或は皇帝によつて行はれ、或は皇帝に其の源泉を發してゐる。

第四 統治權の行使

皇帝は、上記の如く統治權を總攬するも、統治權は組織法の條規によつてこれを行はせらるる（第三條）。

即ち一定の事項に付ては、これを親裁せらるるも、立法権の行使に付ては立法院の翼賛を経られ(第五條)、司法権は法律に依り法院をしてこれを行はしめ(第六條)、凡て國務に關する詔書、勅書、法律及び勅令には國務總理大臣及び主管大臣の副署を要するものとせられる(第二九條)。

統治権の行使には、三權分立の形式が採られる。重複の嫌があるが、掲記すると左の如くである。

(一) 立法権は、皇帝、立法院の翼賛によりこれを行ふ(第五條)。

(二) 司法権は、法律により法院をして行使せしむる(第六條)。

(三) 行政権は、皇帝これを親裁す。但し、國務院に委任してこれを行はしむることを得る。

第五 皇帝の尊嚴

組織法第二條は、「皇帝ノ尊嚴ハ侵サルルコトナシ」と規定する。

皇帝は、統治権の總攬者であり、萬機悉くここに決せられ、國家最高の地位に在らるるを以て、其の尊嚴の侵さることなきは蓋し當然のことであり、第二條はこの當然のことを明文となしたにすぎないものである。

第六 皇位の繼承

組織法第十一條は、滿洲帝國は皇帝これを統治するものと明定すると共に、第二項に於て「帝位ノ繼承ハ別ニ定ムル所ニ依ル」と規定する。この規定に基き康徳四年三月一日公布即日施行の「帝位繼承法」がある。帝位繼承法によれば、滿洲帝國帝位は、康徳皇帝の男系子孫たる男子永世之を繼承するものとせられてゐる。なほ其の詳細に關しては別に述ぶる「帝位繼承法」の部の説明の参照を乞ふ。

第四章 皇帝の親裁事項

第一 總 說

組織法上、立法権は立法院の翼賛によつて行ひ、司法権は法院をして行はしめられ、行政権は原則として皇帝が親裁せらるべきこととなつてゐる。尤も皇帝の親裁によつて行はるるものは、其の中の重要な國務に限られ、他は通常國務院に委任して行はれる。

組織法は、第七條乃至第十三條に於て、特に皇帝の親裁せらるべき事項につき規定する。それは、左の如き各事項である。

- (一) 公共の安寧福利を維持増進し又は法律を執行するため命令を發し又は發せしむる權
 - (二) 公安を維持し又は非常の災害を防遏するため法律に代る勅令を發するの權
 - (三) 官制制定權、官吏任免權、俸給制定權
 - (四) 宣戰媾和、條約締結の大權
 - (五) 陸海空軍統率の大權
 - (六) 榮典授與の大權
 - (七) 恩赦の大權
- 以下、これらの各々につき、一應の説明を試みる。

第二 命令の制定

組織法第七條は、皇帝は公共の安寧福利を維持増進し、又は法律を執行するため命令を發布し又は發布せしむ。但し命令を以て法律を變更することを得ざる旨規定する。

即ち本條は、所謂獨立命令の制定並びに執行命令の發布を、皇帝の親裁事項とする。

(一) 獨立命令

獨立命令とは、公共の安寧福利を維持増進するために發せらるる命令をいひ、消極的に社會公共の危害の將に起らんとするを防止し、或はすでに起れる危害を除去することを目的とする警察命令、並びに公共の福利を増進することを目的とする助長行政的命令の兩者を包含する。

獨立命令は又、行政命令とも稱せられる。蓋し其の命令は、行政の範圍に屬するものであるからである。

獨立命令を以て、立法事項を規定することを得ず、又、法律を變更することを得ない。併し法律を以て獨立命令を變更することは得る（第七條但書）。

(二) 執行命令

法律を執行するために必要の細則を定むる、所謂執行命令も皇帝の親裁事項である。法律の施行を命ずるのは、皇帝の大權に屬することは第二十四條の定むるところであるが、單に施行を命ずるに止まらず、其の執行上必要な細則を定むることも、皇帝の大權に屬する。

尤も獨立命令、執行命令は共にこれを他の國家機關に委任して發せしむることを得る。執行命令の規定事項は、法律の規定事項の範圍内に止まるべきもので、基本たるべき法律の消滅により當然其の

效力を失ふ。

第三 緊急勅令

組織法第八條に、皇帝は公安を維持し又は非常の災害を防遏するため、立法院を召集することを得ざる場合に於ては、參議府に諮詢し法律と同一の效力ある勅令を發布することを得る。但しこの勅令は、次の會期に於て立法院に報告すべし、とある。

即ち左の如き要件の具備するときは、皇帝は、其の大權を以て法律を變更し或は立法事項につき法律と同一の效力のある緊急命令を制定することを得る。

(一) 消極的に國家公共の安全を維持し、又は非常災害を防遏するために必要なこと。

(二) 内外の情形により立法院を召集することを得ざる場合。單に立法院の閉會中のみにては、足りない。

以上の如き要件の具備する場合、緊急勅令を制定することを得る。而して、緊急勅令を制定發布したるときは、次の會期、即ち直近の次の立法院の會期にこれを提出報告することを要する。併し其の承認を求むるものではなく、單にこれを報告するを以て足るものである。

緊急勅令は、組織法上大凡右の如きものであるが、現在立法院は未だ成立して居らず、形式的法律の制定はない結果、緊急勅令も制定する必要なく、現在は制定せらるることはない。

第四 官制制定權、官吏任免權、俸給制定權

皇帝は官制を定め、官吏を任免し及び其の俸給を定むる。但し組織法又は法律に依り特に定めたるものは、この限りでない(第九條)。即ち官制の制定、官吏の任免、俸給の制定の如きはすべて原則として皇帝の親裁事項とせられ、勅令を以てこれを規定することを得るものとせられてゐる。

(一) 官制の制定

官制とは、國家機關の組織及び權限に關する規定をいふ。即ち國家機關を組織する官吏の種類、員數、其の權限等に關する規定をいふ。普通、何々官制と題して公布せられるもので、其の制定は、親裁事項とせられる結果、勅令を以つてこれを規定することを得、法律を以つてこれを規定するの要がない。

(二) 官吏の任免、俸給の確定

官吏の任免及び俸給の確定も亦、皇帝の親裁事項とせられる。

これにより、官吏の任免及び俸給を中心とする一般的官吏令は、勅令を以てこれを規定することを
得る。即ち官吏の官等、分限、懲戒、服務規律、任用資格、俸給其の他の諸給等、すべて勅令事項で
ある。

この大権に基き發布せられたるものに、文官令（康德五年五月七日勅令第九五號）並びに關係諸法
令がある。文官令の大綱に關しては、別掲文官令の解説の参照を乞ふ。

(三) 特 例

官制の制定、官吏の任免、俸給の確定等は、原則として勅令（又はその委任命令）によつて規定す
べきこと前述の如くであるが、例外として、特に組織法又は法律に規定のある場合は、法律を以てこ
れを定むべきものとせられる（第九條但書）。

官制令、官吏令等を特に法律を以て定むべきものとせられるは、それぞれ特別の理由に出づるもの
である。例へば司法權を行政權より分離し、其の獨立を保障せんとする見地よりして、司法權行使の
國家機關たる法院の組織、法官の資格等はこれを法律を以て定むべきものとせられ（第三一條）、其の
法律として、法院組織法なるものが制定せられてゐる。

法院組織法は、法院並びに審判官につき、官制令的、官吏令的規定をなすと共に、檢察廳並びに檢
察官に付ても同様の規定をなしてゐる。後者の場合は、これを法律を以て定むべきことは組織法に規
定せられないが、第九條但書の所謂「法律ニ依リ特ニ定」むるものに該當し、これ亦、親裁事項の例
外をなすものである。

第五 宣戰講和及び條約締結

皇帝は、戰を宣し和を講じ、及び條約を締結する（第一〇條）。即ち外交の權も、皇帝の親裁事項と
せられる。

所謂戰を宣しとは、外國に對し、戰爭を開始する行爲をいひ、和を講じとは、戰爭を終結するをい
ひ、又、條約とは、國家相互間の權利義務を定むる合意をいふ。これらの行爲は、すべて其の機宜の
適當なることを要し、豫め複雑なる規定を設くるに適當せず、又國家の運命に特に重大なる關係を有
するものであるから、特にこれを親裁事項とせられる。

第六 陸海空軍の統率

陸海空軍の統率も、皇帝の親裁事項に屬する（第一二條）。

即ち皇帝は、滿洲帝國の一切の軍隊、艦隊の最高の司令權を掌握せられ、これを親裁あらせられ、軍政作用の如く、國務院をして行はしめられなす。

所謂統率とは、軍事行動の指揮統率、軍事上の訓練教育、軍の内部的編制等を包含するもので、陸海空軍を組織しこれを維持する所謂軍政作用と區別せられるところのものである。後者は、第十二條には包含せられず、國務院を通じて行はせらるる。因みに國務院各部官制（康徳四年六月五日勅令第一二〇號）は、治安部に參謀司、軍政司、警務司の三司をおくものとし、參謀司の管掌事項を（一）用兵作戰に關する事項、（二）軍の編制及び訓練に關する事項、（三）軍警協力に關する事項、（四）陸地及び水路の測量に關する事項となし、軍政司の管掌事項を（一）軍の人事及び徵募に關する事項、（二）兵器及び軍需品に關する事項、（三）軍の經理に關する事項、（四）軍の法務、醫務及び獸醫務に關する事項となしてゐる（同上第一五條乃至第一七條）。

軍の統率は、絶対秘密を要するものであり、且つ其の行動は自由且つ敏活なるを要し、他の一般國務と異なるところがあるため、特にこれを皇帝の親裁事項とせられる。

皇帝の軍統率に關する命令を、軍令といふ。軍令に關しては、軍令に關する件（康徳元年三月一日

軍令第一號）がある。これによるに、軍令とは、軍の統率に關し勅裁を経たる規定をいひ、公示するものは、上諭を附して公布し、原則として治安部大臣が副署し、其の國務と關連するものは、國務總理大臣と俱にこれに副署するものと定められてゐる。

第七 榮典の授與

皇帝は、勳章其の他の榮典を授與する（第二二條）。即ち榮典の授與は、皇帝の親裁事項に屬する。所謂勳章とは、國家に對する勳績拔群、功勞顯著なる者に、これを表彰するため賜ふもので、其の詳細に付ては、康徳元年三月一日勅令第七號、勳章令に定められてゐる。

勳章令の外に、康徳元年四月十九日勅令第二十七號、勳位及び勳章に關する件があり、これにより勳章の外に、勳記の制度も設けられてゐる。所謂勳位とは、國家に對し勳績拔群、功勞顯著なる者に對し、これを表彰するために敘するもので、大勳位、勳一位、勳二位、勳三位、勳四位、勳五位、勳六位、勳七位、勳八位の九位に分たれ、これに敘するには勳記を以てせらるるものである。

勳位は勳章と同じく所謂榮典たるものであるが、なほ榮典の一種に、記章がある。例へば大同二年に制定せられたる建國功勞章、康徳元年に制定せられたる大典記念章の如きこれで、これらはすべて

國家又は皇室の大事を記念するために制定せられるところのものである。

第八 恩 赦

恩赦とは、大赦、特赦、減刑及び復権を命ずるをいひ、かかる恩赦は皇帝の親裁事項とせられ、皇帝がこれを命ずるものとせられる(第一三條)。

元來、司法權は獨立なるものとせられ(第六條)、法院のなしたる審判は、行政權により其の効果を左右せられない。ただ上訴又は非常上訴によつてのみ、其の効果を争ひ得るに止まる。併し例外として、法院の審判の効果を動かすものに恩赦なるものがある。蓋し法院の刑の言渡の判決は、國家の大策より見て其の効果を減免するを必要とする場合がなきにしもあらず、又、國家の慶典等の如き特殊の場合には、人心に感動を生ずること極めて多く、犯罪者に對して平時の如き赦刑をなさずとも、克く惡性匡正の目的を達することがある結果、恩赦なる制度は設けられる。組織法上、恩赦の權は皇帝の親裁事項たらしめられる。

恩赦に關しては、恩赦令(康徳元年三月一日勅令第八號)が制定せられてゐる。恩赦令に關しては別に述ぶるところの恩赦令の説明に譲る。

第九 其の他

以上は、第一章皇帝中に規定せらるる親裁事項であるが、なほ組織法には、左の如き規定がある。

(一) 皇帝は、立法院を召集する。而して、常會の會期は一箇月であるが、必要ある場合は皇帝これを延長することを得る(第二〇條)。

(二) 立法院の議決せる法律、豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件は、皇帝これを裁可し、公布施行せしむる(第二四條第一項)。

又、戰時若くは非常事變の場合に於て、非常處分をなす大權も、人權保護法の前文により皇帝の大權に屬する。

第五章 參 議 府

第一 參議府の設置

皇帝の最高諮問機關として、參議府が置かれる。

參議府は、重要な國務につき 皇帝の諮問に應ふる合議制の國家機關である(第一四條、第一五

條)。即ち日本憲法の樞密顧問に匹敵する重要機關である。

參議府は、參議を以て、これを組織するものとせられる(第一四條)。

參議府の職務は、後述の如く、皇帝の諮詢を承けて其の意見を上奏するにある。其の意見の採納せらるるか否かは、一に皇帝により決せらるるところである。併し參議府は、皇帝の最高諮詢機關として、その意見は國務に關し重要な地位を有するものである。

參議府は、康徳四年の組織法改正までは、皇帝の諮問機關たるの外、輔弼機關としての地位をも有してゐた。即ち參議府は、重要な國務に關して、皇帝の諮詢の有無に拘らず、一般に自ら進んで皇帝に意見を上奏することを得た。併し參議府の輔弼機關たる性質は、康徳四年の組織法の改正で廢止せられた。

參議府は、諸政實行の機關たる國務院の施政を冷靜に判斷して、政治の公正と政策の恒久性を保證せんとする重要な機關であるが、特に立法院の設けられない現在は、後述の如く重要な職務を有するものである(第三六條)。

第二 參議府の職務

參議府は一定の事項につき皇帝の諮詢を承けて、其の意見を上奏するを職務とする。

參議府に諮詢せらるべき事項は、組織法に定められてをり、即ち左の如くである。

- (一) 法律
- (二) 帝室令
- (三) 勅令
- (四) 豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件
- (五) 列國交渉の條約、約束及び皇帝の名に於て行ふ對外宣言
- (六) 以上の外、重要な國務

以上は、組織法第十五條の定むるところである。

なほ、參議府の職務に關し、組織法等に左の如き規定がある。

- (一) 緊急勅令を發布する場合には、參議府の諮詢を経ることを要する(第八條)。
- (二) 立法院が法律案、豫算案又は豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件を否決せるときは理由を示してこれを再議に付し、仍ほ改めざるときは參議府に諮りて其の可否を決する(第二四條第

二項)。

(三) 立法院の組織のある迄當分の間、皇帝は、參議府の諮詢を経て法律と同一の效力を有する勅令を發布し、豫算を定め、及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすことを得る(第三六條)。

(四) 帝嗣精神若くは身體の不治の重患あり、又は重大なる事故あるときは參議府に諮詢し、帝位繼承の順序を換ふることを得る(帝位繼承法第九條)。

第六章 立法院

第一 立法院の設置

組織法は、第三章に於て立法院につき規定する。立法院は、立法の翼賛を主たる職務とする合議制の國家機關である。

組織法第五條に、皇帝は立法院の翼賛に依り立法権を行ふ、と規定せられてゐる。即ち組織法上、行政権は原則として皇帝が親裁せられ、司法権は立法院をして行はしめらるると共に、立法権は立法院の翼賛に依り行はるるの建前となつてをり、立法院は其の國家機關として設けらるるものである。

其の性質につきなほ説明すれば、左の如くである。

(一) 立法院は立法に翼賛するにすぎない國家機關であり、立法権の主體ではない(第五條)。立法権の主體は、皇帝である。

(二) 立法院の権限は、單に立法のみに止まらず、その他に豫算等にも及ぶ。

(三) 同時に又、國家立法のすべてが立法院の翼賛を要すべきものではなく、それには例外がある。立法院とは、大凡上述の如きものであるが、組織法の制定以來立法院は未だ設置せられず、現在に於ては、組織法第三六條「皇帝ハ當分ノ間參議府ノ諮詢ヲ經テ法律ト同一ノ效力ヲ有スル勅令ヲ發布シ豫算ヲ定メ及豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スコトヲ得」の規定によりて、立法院の権限とせられるところのものは行はれてゐる。

第二 立法院の組織

立法院の組織は、法院の組織と同じく、これを法律を以て定むべきものとせられる(第一六條)。併し現在、其の法律は未だ制定せられてゐない。

第三 立法院の権限

組織法により、立法院の権限とせられるところは、左の如くである。

(一) 立法の翼賛権

立法院は、立法に翼賛する(第一七條)。

所謂立法とは、廣く法規制定の作用を總稱する。併し、法規制定の作用がすべて立法院の翼賛を経べきものではなく、皇帝の親裁事項に關しては、これを立法院の翼賛を経ずして制定出来る。

併し組織法並びに人權保障法により、一定の事項は立法事項とせられ、これらの事項に關しては立法院の翼賛を経ることを要する。其の事項は、左の如くである。

- (イ) 立法院の組織(組織法第一六條)
- (ロ) 民事及び刑事の裁判の手續(同法第三〇條)
- (ハ) 行政訴訟其の他の特別訴訟(同法第三〇條)
- (ニ) 法院の構成及び法官の資格(同法第三一條)
- (ホ) 裁判の公開停止(同法第三四條)
- (ヘ) 身體の自由の公の權力に據る制限(人權保障法第一條)

(ト) 財産權の制限(同法第二條)

(チ) 公務に參與するの權(同法第四條)

(リ) 法官の裁判を受くるの權(同法第七條)

(ヌ) 違法行政に對する救済の請求の權(同法第八條)

以上の如き事項に關しては、原則として立法院の翼賛を経て初めて、これに關する法規を制定することが出来る。所謂翼賛とは、提出せられたる法律案を立法院が議し、可決することをいふ。立法院が若し否決するときは、法律案は法律として成立しない。併し、この點に關しては、一つの例外が設けられてゐる(第二四條第二項)。これに關しては、なほ後述する。

(二) 財政の翼賛權

立法院は、法律に付てのみならず、豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件に付ても翼賛權を有する。即ちこれらの財政事項に關しても、立法院の翼賛を経ることを要するものとせられる(第一七條)。

所謂豫算とは、一會計年度に對する國家の收入支出の豫定計算で、國家の財政行爲の標準となるも

のである。又、豫算外國庫の負擔となるべき契約とは、次の年度以後に亘り國が債務を負擔すべき私法上の契約をいふ。例へば二年以上に亘りて外國人教師の雇入契約をなし、土地の賃借契約をなし、民間の事業に對して補助契約をなすが如きをいふ。これらの事項に付ても、立法院の翼賛、即ち其の議決を経ることを要する。

併しこれら財政に關する事項並びに立法事項に關する翼賛と裁可との關係に付ては、一つの例外が設けられてゐる。即ち若し立法院がこれらの事項を否決するときと雖も、皇帝は理由を示してこれを立法院の再議に付することを得、而かも立法院がなほ否決するときは、これを參議府に諮りて其の可否を決し、若し參議府が可決せるときは、縱令立法院が否決するも、これを裁可公布することを得るものとせられてゐる（第二四條第二項）。

(三) 建議權

立法院は、國務に關し、國務院に建議することを得る（第八條）。

所謂建議とは、立法院が自己の意見を具申して其の採納を求むるをいふ。法律案の提出其他一般國務事項につきなされるものである。

(四) 請願受理權

立法院は、人民の請願を受理することを得る（第一九條）。

人權保障法第六條に、滿洲國人民は、法令の定むる手續に従ひ請願をなすことを得る、とある。所謂請願とは、國務上の事項につき、人民が其の希望を國家機關に陳述することをいふ。立法院は元來自ら行政の局に當るものでなく、直接人民と交渉すべきものではないが、請願のみは人民よりこれを受理することを得るものとせられる。

第四 立法院の開會

(一) 立法院の召集

立法院は皇帝の召集によりて初めて活動能力を與へられ、開會することを得ることとなる。

立法院は、皇帝毎年これを召集すとあり（第二〇條）、少くとも年に一度はこれを召集すべきものであるが、其の他臨時的に必要なある場合には、何回なりともこれを召集出来る。組織法は、其の召集の回数、種類の如きには明文を設けない。

(二) 立法院の會期

立法院の會期は、常會は一個月である。但し必要ある場合は、皇帝これを延長することを得る（第二〇條後段）。

臨時緊急の必要あるによりて召集せられる所謂臨時會の會期に付ては、一定の期間の定めがない。其の都度、これを定めらるるものである。

第五 立法院の議事原則

立法院の議事原則として組織法に定めらるるものは、左の如くである。

(一) 議事方法

立法院の開會は、總議員の三分の一以上出席するによりてこれをなすことを得る（第二一條）。即ち總議員の三分の一以上出席するによりて、其の議事を開始することを得る。

立法院の議決の方法は、出席議員の過半数を以て議事を決し可否同數なるときは議長の決するところによる（第二二條）。

(二) 公開の原則

立法院の會議は、原則としてこれを公開する。但し國務院の要求又は立法院の決議によりて、これ

を秘密會となすことを得る（第二三條）。

(三) 國務總理大臣等の出席

立法院の會議には、國務總理大臣及び各部大臣は何時たりとも出席し、及び發言することを得る。

但し議事の表決に加はることは得ない（第二八條）。議事の表決に加はることを得ないのは、國務院より法律案、豫算案等を立法院に提出し、又組織法第二十三條による秘密會とする要求をなす等のことより生ずる結果である。

第六 立法院議員の特權

立法院議員は、立法院内に於ける言論及び表決に關し、院外に於て責任を負はない（第二五條）。これは、議員が自由に意見を發表し、翼賛の實を擧ぐる上に於て必要なものである。若し院外に於て、議員が再び同一趣旨を公表したる場合は、議員に法律上の責任あること勿論である。

第七章 國務院

第一 國務院の設置

組織法第四章は國務院につき規定する。第二十六條に國務院は諸般の行政を掌理すとある。即ち國務院は、一般的に行政を掌理する最高行政機關である。

組織法上、立法權は立法院の翼贊を経て行ひ、司法權は法院をして行はしむることとなつてゐる。其の他の事項は、皇帝の特に親裁せらるべきものを除いては、通常國務院に委任して行はしめらるることとなつてゐる。法律案、豫算案共に其の案の作成は國務院でなし、これを立法院に提出するといふ順序となる。

第二 國務院の大綱

國務院には、國務總理大臣及び各部大臣が置かれる(第二七條)。所謂各部とは、日本に於ける各省に該當するものである。

國務院の各部としては、治安部、民生部、司法部、興農部、經濟部、交通部の六部がある。これらの六部の各大臣の外に、總務廳が設けられ、總務長官が置かれる。又、興安局總裁が置かれ、更に又外務局が設けられてゐる。これらの詳細に關しては、「國務院官制、國務院各部官制」の部の説明の參照を乞ふ。

第三 國務總理大臣

國務總理大臣は、皇帝を輔弼し、其の責に任ずる所謂輔弼機關である(第四條)。

組織法は、日本の憲法に於けるが如く、多數の國務大臣の輔弼制を認めず、國務總理大臣なる單獨の輔弼機關を認めてをり、この點は組織法の大任制度の著しい特色である。

國務總理大臣の輔弼すべき事項は、國務と認めらるべきもの一般に及ぶ。ただ宮廷事務、軍の統率に關する事項等は、一般國務に關せざる限り、其の輔弼より除外せられる。

國務總理大臣は、國務に關する詔書、勅書、法律及び勅令に副署する(第二九條)。

又、國務總理大臣は、何時たりとも立法院會議に出席し、及び發言することを得る(第二八條)。

以上の外、國務院官制に其の權限が定められてゐる。其の詳細に關しては、後述の「國務院官制、國務院各部官制」の部の説明の參照を乞ふ。

第四 各部大臣

各部大臣は、國務總理大臣の如く輔弼機關ではなく、單に行政長官たる地位を有し、國務總理大臣の下に立つものである。この點、日本の各省大臣が國務大臣であると共に行政長官たる性質を有する

とは、其の趣を大いに異にする。

各部大臣には、それぞれ主管の事務が國務院各部官制によりて定められ、其の主管事務に付ては其の責に任ずる（第二七條第二項）。

各部大臣は、行政長官たるもので、國務大臣ではないが、併し國務に關する詔書、勅書、法律及び命令にして主管事務に關するものに付ては、國務總理大臣と俱に副署をする（第二九條）。

又、各部大臣は、總理大臣と同じく、何時たりとも立法院會議に出席し及び發言することを得る（第二八條）。

各部大臣の詳細に付ても、別に述ぶる「國務院官制、國務院各部官制」の部の説明の參照を乞ふ。

第五 國務院會議

國務院會議は、行政事務の連絡統一を圖り、全局の平衡を維持するために設けられるもので（國務院官制第六條第一項）、國務總理大臣が主宰し、各部大臣、總務長官及び興安局總裁又は其の代理者を以て組織せられる（同上第六條第二項）。一定の事項は、國務院會議に提出して其の議を経ることを要する（同上第七條）。

第八章 法 院

第一 司法權の行使

組織法第六條に、皇帝は法律に依り法院をして司法權を行はしむる旨明定せられてゐる。

本條に所謂司法權とは、民事、刑事の審判權を意味する。斯かる司法權は、立法權並びに行政權と同じく、國家統治權の内容をなすものであり、皇帝に屬し、皇帝の總攬し給ふものである（第一條、第三條）。併し乍ら、其の行使に付ては、法院をしてこれに當らしめられる。

第二 司法權の獨立

司法權の行使に關しては、所謂司法權獨立の原則が採用せられる。

所謂司法權の獨立とは、民事及び刑事の裁判の審判は、法官に於て何人の指揮命令をも受けず、不羈獨立の見解を以て、専ら法規に準據してなすべきものとするの原則をいひ、殊に司法權の行使が行政權によつて左右せられないことを意味する。司法權獨立の原則は、司法權の行使をして正確公平ならしめ、以て諸般の法規をして實效あらしむる上に於て、絶對的に必要のものであり、近世文明諸國

の採用するところのものである。

この大原則の採用は、組織法第六條に「法律ニ依リ法院ヲシテ……行ハシム」とあるにより、明瞭である。即ち司法權は、皇帝が法院をして行はしめられるが、それは法律に準據して行ふべきものと明定せられてゐる。尤もここに所謂法律とは、組織法上の形式的法律のみを意味せず、廣く命令、條約等を包含する所謂法規の意味に解すべきものである。

司法權の獨立を實效あらしむるがためには、種々の方法を講ずる要がある。例へば法官の資格を法定し、其の身分を保障し、其の職務上の獨立なることを規定する等である。組織法は、以下に述ぶるが如く、この點に關し種々の規定を設けてゐる。

第三 司法權と行政權との分離

國家統治權の一作用たる司法權は、他の作用たる行政權と分離せられる。司法權の獨立を實效あらしむるがためには、兩權の分離、兩權の行使に關する國家機關の分離は絕對必要である。

組織法第三十條但書に、行政訴訟、其の他の特別訴訟に關しては、法律を以て別に之を定む、とある。即ち法院は、行政訴訟其の他の特別訴訟には關與せず、法律を以て別に其の機關、其の手續を

定むべきものとせられてゐる。この規定は、一面、司法權と行政權との分離の原則を示すものである。

第四 法 院

(一) 法院の意義

組織法第三十條本文に、法院は法律に依り民事及び刑事の裁判を審判す、とある。司法權は、民事、刑事の裁判に關するものであり、これは法院をして行はしめらるるものであるから(第六條)、法院が民事及び刑事の裁判を審判することは、勿論のことである。併し本條は、特にこのことを言明し、行政に關する訴訟事件等を除外せられると同時に、又其の裁判の審判は法律に依りなすべきことを言明せられてゐる。

(二) 法院組織法

組織法第三十一條に、法院の構成は法律を以てこれを定むるものと規定せられてゐる。その法律として、別に法院組織法(康徳三年一月四日勅令第一號)がある。同法によるに、法院とは民事並びに刑事の訴訟事件を審判し竝に法律の定むる所により非訟事件及び其の他の事件を管轄する獨任制又

は會議制の國家機關であり、其の權限により、區法院、地方法院、高等法院、最高法院の區別が設けられてゐる。

法院の構成が組織法により法律を以て定むべきものとせられることは、他の一般國家機關が勅令によりて定めらるることと趣を大いに異にするところで、畢竟、司法權の獨立を實際的にも確保せんとする趣旨に外ならない。

(三) 檢察廳

法院組織法によれば、法院に對置して置かれるものに檢察廳がある。檢察廳も法院も同じく四級に分かれ、區檢察廳、地方檢察廳、高等檢察廳、最高檢察廳の四種類がある。

而して、檢察廳は、犯罪の捜査及び公訴の實行、刑事裁判の執行指揮並に其他法令の定むる事項を管掌するものとせられる(同法第二條)。

併し檢察廳に關しては、法院と異なり、組織法はこれを規定しない。組織法が特に其の構成を法律を以て定むべきものとするは、法院のみである。

第五 法 官

組織法第三十一條乃至第三十三條は、法院の職員たる法官に付て規定する。其の規定する事項は、左の如くである。

(一) 法官の資格

法官の資格は、法院の構成と共に法律を以てこれを定められる(第三一條)。其の法律として法院組織法があり、同法により、法院には審判官を置き、審判官は法律に依り獨立して審判權を行使するものとせられ(同法第六條、第九條)、而して其の資格に關しては詳細に定められてゐる。原則としては、司法科高等官適格考試又は審判官及び檢察官たるべき司法科高等官適格考試に合格したる者より任用せられることとなつてゐる(同法第四八條以下)。

一般官吏の任用資格は、命令を以て之を定められるが(第九條)、法官の任用資格が特に法律を以て定むる旨規定せられるのは、司法權行使の重要性に鑑み、其の地位の特に重要なるに出づるものである。

(二) 法官の職務上の獨立

組織法第三十二條に、法官は獨立して其の職務を行ふ旨が明定せられる。即ち審判官は、審判の職

務を行ふに當つては、不羈獨立、何人の指揮命令にも服することなく、専ら法規に準據すべきものである。法院組織法第二百十條も、この原則に基き、行政監督の權は、如何なる方法を以てするも審判に涉及し竝に審判官の裁斷を左右することを得ず、と明定する。固より審判官と雖も、國家の官吏として國家的目的に反することは得ず、法規に準據することを要し、又審判以外の職務に付ては上官の指揮監督に服すべき場合もあるが、斯かる場合を除きては、職務上の獨立を保障せられてゐる。

(三) 法官の身分の保障

法官は、組織法により職務上の獨立が保障せらるると共に、又其の身分も保障せられてゐる。即ち組織法第三十三條により、法官は刑事又は懲戒の裁判に依るの外其の職を免ぜらるることなく、又其の意に反して停職、轉官、轉所及び減俸せらるることなきものと規定せられてゐる。斯かる身分の保障に關する規定は、一般官吏には存しない(第九條)。元來法官は審判權の行使に當る者であり、審判權の行使は至公至平なることを要し、生活又は他の情實に左右製肘せらるることなからしむる要がある。この故に、特に其の身分は組織法によつて保障せられる。

尤も法官の身分保障の規定の趣旨とするところは、行政權によりて法官の地位を自由に動かすこと

なからしむるにある。特に法律により劃一的に制限を設けることまで、これを禁止せんとするものではない。

法院組織法によるときは、審判官につき、停年、休職の満期、不具疾病等一定の事由のあるときはこれを退官の事由とせられ(同法第五七條、第五八條)、法官考選委員會の決議を経て轉職せしめ得ることとせられ(同法第五九條)、刑事訴追を受けたるとき等の事由あるときを休職の事由とせられ(同法第六〇條)、法律に依り職務の執行を停止せられたるとき(同法第六一條)には、俸給の半額を支給することとせられてゐる(同法第六二條)。併しこれは、組織法による身分保障の大原則に背反するものではない。

(四) 檢察官

檢察官は、檢察廳に置かれる職員であり、檢察廳に屬する權限を行使するものである。

檢察官の身分も法官と同じく保障せられてゐる。併しこれは、法院組織法による保障で、法官の如く組織法による保障ではない。

又、檢察官は、法官と異なり、職務の執行に付ては獨立性を有せず、上司の指揮を受けるもので、

上命下従の關係にある(法院組織法第九條)。この點は、職務上の獨立が組織法によつて保障せられる法官と、大いに趣を異にする。

第六 裁判の公開

組織法第三十四條に、法院の對審判決はこれを公開する。但し安寧秩序又は風俗を害する處あるときは、法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得るものと定められてゐる。

即ち法院に於ける民事、刑事裁判の口頭辯論、判決の宣告は原則として公開せられ、何人と雖もこれを傍聴することを得る。ただ例外として、國家自體の安全に不良の影響を及ぼす處あるとき、社會生活の平和を感亂する處あるとき、或は又社會の善良なる風俗を害する處あるときに限り、密行せられる。

裁判公開の原則は、審判をして公平ならしめ、人権蹂躪等の弊をなからしむるため、絶對的に必要のものである。

法院組織法第九十七條によるに、公判の公開を停止する裁定(組織法第三十四條の所謂決議に該當する)は、理由と共にこれを宣告することを要するものとせられてゐる。

第九章 附則

組織法の附則に於ては、施行期日の外、左のことが定められてゐる。

(一) 皇帝は當分の間參議府の諮詢を経て法律と同一の效力を有する勅令を發布し、豫算を定め及び豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすことを得る(第三六條)。

これは、立法院の成立するまで設けられる便法である。

(二) 教令院令其他何等の名稱を用ゐたるに拘らず、従前の法令は總てなほ其の效力を有する(第三七條)。

なほ、大同元年三月一日以後の法令の規定中改正の件(康德元年三月一日勅令第一一號)により、大同元年三月一日以後の法令の規定中左の如き改正が行はれた。

舊名稱	改正名稱
執政	皇帝
教令	勅令

教 書

國 務 總 理

各 部 總 長

興安總署總長

詔 書

國 務 總 理 大 臣

各 部 大 臣

興安總署長官

人權保障法

第一章 人權保障法の制定

人權保障法は、人民の自由及び權利を保障し、其の業務を定めた基本的法令で、實質上、憲法の一部たるものである。

人權保障法は、滿洲國成立の日、即ち大同元年三月九日に教令第二號を以て制定せられ、同日より施行せられた。

而して、大同三年三月一日、帝制の實施と共に、年號を康德元年と改められるや、同年三月一日勅令第十二號、人權保障法の前文を改正するの件により、「全人民ノ信任ニ依リ滿洲國ノ統治ヲ行フ執政ハ戰時若ハ非常事變ノ際ヲ除クノ外左記事項ニ準據シテ人民ノ自由及權利ヲ保障シ並義務ヲ定ムベキコトヲ全人民ニ對シテ誓約ス」との前文を、「滿洲帝國ノ統治ヲ行フ皇帝ハ戰時若ハ非常事變ノ場合

ヲ除クノ外本法ノ各條ニ準據シテ人民ノ自由及權利ヲ保障シ竝ニ義務ヲ定ムルコトニ於テ愆ラザルベシ」と改められ、本文には改正なく、今日に至つてゐる。

第二章 人權保障法の内容

第一概観

人權保障法は上諭の外十三條より成り、第一條より第十二條に亘つて、滿洲國人民の自由及び權利の保障並びに義務に關する規定を設けてゐる。

本法の前文により、これらの規定は戰時若くは非常事變の場合には適用はない。所謂戰時とは、宣戰の布告あると否とを問はず戰爭状態である時をいひ、非常事變とは、公共の安寧秩序に著しき危害ありと認めらるべき事情の發生したる場合をいふ。これらの場合は、國家非常の場合であり、人權保障法の規定は適用せられないが、其の他の場合、即ち平時には、人權保障法によりて、自由、權利等が保障せられる。

人民の公權は、自由權、受益權、參政權に大別せられる。この見地よりすれば、人權保障法に規定

せられる權利は左の如く分類せられる。

(一) 自由權

(イ) 身體の自由(第一條)

(ロ) 財産權の自由(第二條)

(ハ) 平等の保護を享くるの權(第三條)

(ニ) 課税懲發罰款に關する保障(第九條)

(ホ) 經濟上の利益増進に對する保障(第一〇條)

(ヘ) 經濟的壓迫に對する保障(第一一條)

(二) 受益權

(イ) 請願權(第六條)

(ロ) 裁判請求權(第七條)

(ハ) 違法行政に對する救濟請求權(第八條)

(ニ) 國家、地方團體の施設享有の權(第一二條)

(三) 参政權

(イ) 公務參與權(第四條)

(ロ) 官公吏に任ぜらるる權等(第五條)

第二 身體の自由

滿洲國人民は、身體の自由を侵害せらるることがない。併し法律の定むる所により、公の權力に據る制限をなすことを得る(第一條)。即ち滿洲國人民は、法律に依らずして、逮捕、監禁、審問、處罰等を受くることのない自由を有する。人を逮捕、監禁、審問し、或は又處罰することに付ては刑法、刑事訴訟法等に於て規定せられてゐる。これらは所謂法律による身體の自由の制限たるものである。なほ勅令、院令、部令其他の命令にも一定の處罰が規定せられ得るが、これは違令罰基準法(康德四年勅令第二〇八號)なる法律と同一の效力を有する命令による委任によるもので、違法のものではなす。

第三 財産權の自由

滿洲國人民は、財産權を侵害せらるることがない。併し公益上必要あるときは、これを制限するこ

とを得、其の制限は法律を以てこれを定むることを要する(第二條)。

即ち所有權其他の物權、債權等の財産權は原則として不可侵であるが、左の條件の具備するときには、財産權と雖もこれを制限することを得る。

(一) 財産權を制限する公益上の必要のあるとき

(二) 制限は、法律を以てなすこと

第四 平等の保護を享くるの權

滿洲國人民は、種族宗教の如何を問はず、凡て國家の平等なる保護を享くる(第三條)。

滿洲國人民は、漢族、滿族、蒙族等多くの異族より成り、其の奉ずる宗教も佛教、喇嘛教等各宗教を異にしてゐる。併し滿洲國は、五族協和五達治國を理想とする國家で、種族の如何を問はず、又宗教の如何を問はず、すべて其の處を得せしめ、其の志を遂げしむることを以て理想とする。従て國家の保護を享くるの權も、種族、宗教の如何によつて差別はない。即ち滿洲國人民は、種族宗教の如何に拘らず、國家の諸活動による利益を享受し、又國家の特定の行爲を要求し、國家の設備を利用することを得る。

第五 公務參與權

滿洲國人民は、法律の定むる所に依り、國又は地方團體の公務に參與するの權利を有する（第四條）。

即ち滿洲國人民は、法律の定むる所により、所謂參政權を有する。換言すれば、滿洲國人民は、中央又は地方自治團體の自治に加はり、これに參與し得るの能力を有する。其の參與し得る條件及び範圍等は、別に法律を以てこれを定められる。

第六 官公吏に任ぜらるる權等

滿洲國人民は、法律の定むる所により、均しく官公吏に任ぜらるる權利を有し、竝に其の他の名譽職に就任するの義務を負ふ（第五條）。

即ち滿洲國人民は、前條により參政權能力を有するのみならず、又本條により、官公吏に任ぜられ又其の他の名譽職に就任するの權利義務を有する。

但し、其の資格條件は法律により定むべきものである。併しこの權利義務は、滿洲國人民たる以上は「均シク」有するところのものであり、従つて法律を以てするも、其の權利義務を人種の如何、宗

教の如何、或は又門閥の如何等によりて差別することは出来ない。ただ智識、身體、品行、技能等によつて區別し得るのみである。文官令による文官考試の制度の如きも、これを根本精神として樹てられてゐる。

なほ名譽職に就任することは、一般官公吏と異なり俸給を受くることと關係なく、經濟上の利益を伴はないものである。従て官公吏に任ぜらるることには、權利とあるが、名譽職に就任することには、義務とある。

第七 請願權

滿洲國人民は、法令の定むる手續に従ひ、請願をなすことを得る（第六條）。

所謂請願とは、國務に關する事項につき、人民より其の希望を國家の機關に陳述することをいふ。法令の定むる手續に従ふ限り、國家機關はこれを管理することを要し、人民は其の受理を要求する權利を有する。尤も請願は、訴願又は訴訟の提起の如きとは異なり、其の内容につき審査を要求し、又は回答を要求する權利の如きはこれを包含しない。

組織法第十九條には、立法院は人民の請願を受理することを得とある。

第八 法官の裁判を受くるの權

滿洲國人民は、法律の定めたる法官の裁判を受くるの權利を有する（第七條）。

本條に所謂裁判は、民事及び刑事に關する裁判を意味する。滿洲國人民は、民事及び刑事に關しては、行政廳の裁判を受けず、又臨時に設けられたる委員會等よりの裁判を受けない權利を有する。

所謂法律の定めたる法官とは、組織法第三十一條により法律に定めたる資格を具ふる法官をいふ。其の法律としては、法院組織法があり、これにより、法官として「審判官」なるものが設けられ、其の資格等につき詳細定められてゐる（同法第四八條以下）。滿洲國人民は、かかる法官よりの裁判を受くるの權利を有する。従て例へば違警罪に關しては、違警罪即決法（康徳四年一二月勅令第四七九號）により、一定の警察官より即決處分により刑を科せられるが、これに不服ある者は、正式裁判の請求が出来る（同令第一條、第七條等）。民事事件に關しても、自己の意思に反して法官外の者より裁斷せられざるの權利を有し、又、民事裁判の請求に對しては、法院は裁判を拒絶するの自由を有せず如何なる私權に對しても其の請求に基き必ず裁判をなすことを要する。斯かる訴權の存在は、私權の保護上不可欠的に重要なものである。

組織法第三十條には「法院ハ法律ニ依リ民事及刑事ノ訴訟ヲ審判ス。但シ行政訴訟其ノ他ノ特別訴訟ニ關シテハ法律ヲ以テ別ニ之ヲ定ム」とある。人權保障法第七條の規定は、この組織法第三十條の規定と相連絡するもので、兩條相俟つて人民の權利の保障を確實にする。

第九 違法行政に對する救済請求權

滿洲國人民は、行政官署の違法處分に依り權利を侵害せられたる場合に於ては、法律の定むる所に從ひこれが救済を請求することを得る（第八條）。

民事及び刑事上の事件に關しては、滿洲國人は、組織法第三十條及び人權保障法第七條により、法院の審判官の裁判を受くるの權利を有し、これにより保護せらるること前述の如くであるが、又、行政官署の違法な行政處分によつて其の權利を侵害せられたるときは、訴願或は又行政訴訟の方法によつて、其の救済を請求することを得る。本條は、これに關するものであり、其の訴願或は又行政訴訟の手續は、法律を以てこれを定むべきものとせられる。而して、訴願に關しては、訴願手續法が制定せられてゐる。

第一〇 課税徵發罰款に關する保障

滿洲國人民は、法令に依るに非ざれば、如何なる名義に於ても課税、徵發、罰款を命ぜらるることがない（第九條）。

滿洲國人民は、國家の構成分子として、國家の運命を負擔し、其の存立を保持し、其の進運を扶翼する責務を有し、從て課税、徵發、罰款等にも應ずるの義務があること勿論である。併し、斯かる義務は、すべて法令の定むるところによるものであり、それ以外に於ては、如何なる名義を以てするものと雖も、これに應ずるの義務はない。本條は、このことに關するものである。

ここに所謂課税とは、國家所要の經費を支辨するために一般人民より強制徵收する金錢上の收入をいふ。これに對し、徵發とは、人民に對し種々の目的のために強制する財産上の負擔をいふ。又、罰款とは、國家が行政上の法令又は處分によつて命じた義務を履行しない者に對して課する金錢上の罰をいふ。

これらのものは、法律のみならず、命令を以てもこれを定むることを得ること、亦本條の定むるところの要點である（第二條参照）。

第一一 經濟上の利益増進に關する保障

滿洲國人民は、公益に反せざる限り、共同の組織により其の經濟上の利益を保護増進することを得る（第一〇條）。

本條は、滿洲國人民の共同組織による經濟上の利益を保護増進するの自由を保障すると共に、其の限度を公共の利益に置き、以て經濟生活に對する國家の法的統制を定めたものである。

所謂共同の組織による經濟上の利益の保護増進とは、會社組織の如きものは勿論包含せられるが、從來兎角の議論のある企業聯合、企業合同の組織によるもの如きも包含せられる。これらの組織による經濟上の利益の保護増進は、資本主義經濟の特色であるが、稍もすれば無統制となり、公益に反するの弊害を生ずる。從て、公益上必要な限りは、これを統制せられる。

第一二 經濟的壓迫に對する保障

滿洲國人民は、高利暴利其他あらゆる不當なる經濟的壓迫より保護せられる（第一一條）。

本條は人民の契約の自由を認むることを前提とし、これによつて生ずることあるべき不當なる經濟的壓迫より保護せられることを保障したもので、資本主義經濟より生ずる極端な自由競争より生ずる弊害を是正し、以て一般人民の經濟生活の安全を保障せんとするものである。

暴利の取締に關しては、康徳五年四月十二日經濟部令第一九號、治安部令第二六號、産業部令第二五號を以て、暴利取締に關する件、といふ取締法規が制定せられて、其の取締につき詳細定められてゐる。

第一三 國家地方團體の施設享有の權

滿洲國人民は、均しく國又は地方團體の公費に依る各種の施設を享有する權利を有する(第一二條)。即ち滿洲國人民は、國又は地方團體の公費に依る各種の施設を享有することに權利を有し、其の權利は、人種、宗教、門閥、貧富といふが如き不合理なる原因によつて區別は設けられない。例へば學校、圖書館、公園、病院にして公費によるもの等は、滿洲國人民たる以上は均しくこれを享有し得るの權利を有する。

帝位繼承法

第一章 帝位繼承法の制定

帝位繼承法は、建國五周年に當る康徳四年三月一日に公布せられ、即日施行せられた、帝位繼承の原則につき規定せられた重要法典である。

抑も、康徳皇帝、康徳元年三月一日御登極あらせられるや、國家統治の尊位繼承の典則を定むる不易の大法條章の起草をなすべく準備は進められ、康徳二年一月九日、帝室大典委員會組織せられ、爾來滿二年、各條章につき慎重に研究が進められ、遂に成案を得らるるに至り、國務院會議の審議、參議府への諮詢等の手續を経て、裁可、公布となるに至つた。

第二章 帝位繼承法の内容

第一 概 観

帝位繼承法は、上諭の外、十條より成り、康徳皇帝を滿洲帝國の帝祖となし、其の男系子孫が永世滿洲帝國の帝位を繼承するのを根本眼目とし、第二條以下其の御子孫間に於ける大統繼承の順位を明らかにし、以て、滿洲帝國帝位の無窮に傳はると共に、國家の永遠に盛んならんことを期したものである。

殊に上諭中には「我が滿洲帝國ハ日本帝國ノ仗義援助ニ頼リ斯ノ洪業ヲ開キ斯ノ邦基ヲ尊ム。是ヲ以テ朕登極以來仰テ、眷命ノ本ヅク所ヲ體シ俯シテ國脈ノ繋ル所ヲ含ヒ有ユル守國ノ遠圖經邦ノ長策悉ク日本帝國ト協力同心以テ益兩國不可分離ノ關係ヲ敦ウシ一徳一心ノ眞義ヲ發揚シ夙夜勤求敢テ或ハ懈ルナシ。今茲ニ帝位繼承法ヲ制定シ、繼體付託ノ重キニオイテ朕ノ法典ヲ定メ諸ヲ久遠ニ示スハ大寶嚴然建中易ラザル實ニ、日本天皇陛下ノ保佑ニ是レ頼ル」云々と宣らせられ、滿洲國皇帝は、日本天皇陛下の御保佑を受けさせられ、日滿一徳一心、日滿不可分離の關係を永久に堅くすべきことを宣らせられてゐる點、東亞安定の基礎法典とも稱すべきものである。

第二 根本原則

滿洲帝國の帝位は、康徳皇帝の男系子孫たる男子永世これを繼承する(第一條)。これが、帝位繼承の根本原則である。所謂男系とは、男子娶りて生む所の血統をいひ、女子嫁して生む所の血統たる女系に對するものである。女系には、繼承の資格がない。又、男系なりとも、女帝は認められない。更に又、康徳皇帝の血族の子孫たることを要し、いはゆる養子の如きには繼承の資格はない。

第三 其他の原則

帝位の繼承は、上記を根本原則となし、第二條以下詳細規定せられてゐる。即ち、左の如く規定せられてゐる。

- (一) 帝位は、帝長子に傳ふ(第二條)。
- (二) 帝長子あらざるときは、帝長孫に傳ふ。帝長子及び其の子孫皆あらざるときは、帝次子及び其の子孫に傳ふ。以下皆これに例す(第三條)。
- (三) 帝子孫の帝位を繼承するは、嫡出を先にする。帝庶子孫の帝位を繼承するは、帝嫡子孫皆あらざるときに限る(第四條)。
- (四) 帝子孫皆あらざるときは、帝兄弟及び其の子孫に傳ふ(第五條)。

- (五) 帝兄弟及び其の子孫皆あらざるときは、帝伯叔父及び其の子孫に傳ふ(第六條)。
 - (六) 帝伯叔父及び其の子孫皆あらざるときは、最近親の者及び其の子孫に傳ふ(第七條)。
 - (七) 帝兄弟以上は、同等内に於て嫡を先にし庶を後にし、長を先にし幼を後にする(第八條)。
 - (八) 帝位繼承の順位は、すべて實系に據る(第一〇條)。
- 以上の如く定められる皇位繼承の順序を要約すれば、左の如くである。

- (一) 直系を先にし、傍系を後にする。
- (二) 同等親の間に於ては、年長者を先にする。
- (三) 直系なくして傍系者に繼承の順序の移るときは、最近親の者をして繼承せしむる。

第四 繼承の順序の變更

帝位繼承の順序は一定の場合、一定の手續によりて變更することを得る。其の場合は、帝嗣精神若くは身體の不治の重患のあるとき、又は重大の事故のあるときであり、其の手續は、參議府に諮詢するを要すること、而して繼承の順序は前述の各規定に従ひこれを換ふることを得るものとせられる(第九條)。

民法

第一章 民法の制定

第一 民法の制定

滿洲國の新民法は、康徳四年六月十七日勅令第三百三十號を以て制定公布せられ、同年十二月一日より施行せられた。

滿洲國に於ては、從來、大同元年三月九日に公布施行せられた教令第三號「暫ク従前ノ法令ヲ採用スルノ件」によりて、滿洲國の建國の趣旨、國情及び法令に牴觸せざる範圍に於て(同令第一條)、國の民法が施行せられてきたが、康徳四年の新民法の制定により、ここに独自の、進歩した民法典を有することとなつた。

民法の公布に際する當局談の中に、「民法は私法法規の根幹を爲すものにして、其の規定は直接に

國民の社會生活に重大なる影響を及ぼすものなり。然るに現行民法は大同元年敕令第三號に依る採用法規なるが、建國前の法令を援用するが如きは建國匆々の際に於ける臨機の措置に過ぎず。其の建國の主義に適違し國情に順應したる独自の民法を有せざるべからざること言を俟たず。加之、建國以來の懸案たる領事裁判權の撤廢は一に繋て、我法制の整備に在り。即ち司法部は康徳二年民法典修訂の根本方針を樹て専任參事官を設置すると共に、日本に於ける斯學の大家穗積重遠及び我妻榮の兩氏に審核を委囑し爾來舊慣を調査し、現状を稽へ、諸國の法制を檢討し、想を練り稿を整ふること一年有半、漸く其の成案を得て茲に其の公布を見るに至りたり」云々とある。

第二 民法制定の根本方針

滿洲國民法制定の根本的立法精神は、左の二點である。

(一) 從來の歐米における極端なる個人主義的法律思想を捨てて、國家的、民族的團體生活本位の法律思想の發展に努めたこと。

(二) 法律關係と道德規範との調和をはかつたこと。

右の如き根本的立法精神の下に、滿洲國民法は立法せられてゐるが、其の立法に當つては、日滿支

一體化の理念より日本民法を樞軸的母法となし、民國十八年に公布せられた民國の民法等を協力的參考法となし、滿洲國独自の民族的、社會的生活に立脚して立法せられてゐる。

而して、今回制定せられたものは、民法中の所謂財産法と言はれる部分たる總則編、物權編、債權編の三編に止まり、所謂身分法たる親族編、相続編は後日に留保せられてゐる。蓋し身分法の領域においては、特に滿洲國の特殊の習俗を顧慮するの要があり、事を急速の間に運ぶことが出来ないが故である。

第三 民法の概観

民法を概観するに、其の内容は、總則編、物權編及び債權編に分れ、全編七百四十五條より成る。これらの三編は、大體において日本民法に近似する。其の編列、配列はもとより、内容においても相似形といつて妨げない。

併し滿洲國民法は、前述の如き方針の下に立法せられたものであり、日本民法との間にも種々の差異は存する。先づ總則編に付て見るに、第二條に於て特に權利の行使及び義務の履行は信義誠實に従ひてこれをなすことを要する旨の大原則を宣明したる外、法人に關し妥當詳細なる規定を設け、更に

時効に付ては、取得時効と消滅時効とを分離し、消滅時効に付てのみ規定し、從來の道義的思想との調和を重んじ其の時効期間を比較的長期ならしめてゐる。

次に物權編においては、物權法定主義の前提の下に、所有權外八種の物權を認め、不動産物權の得喪變更につき、原則として登録を以て其の效力發生要件となし、不動産登録簿に公信力を認め、以て取引の安全敏速をはかり、地上權、耕種權等の用益物權の效力を強化し、又從來慣習上廣く行はるる典權を物權の一種として認むると共に、先取特權を削除してゐる。

更に又、債權編は、所謂取引法として、特に日本民法と近似するが、なほ、證券的債權に關し一節を設け、其の法律關係につき詳細なる通則的規定を置き、消費貸借を諾成契約となし、其の要物契約性を否定し、又、土地及び建築物の賃借人保護の見地より、其の貸借權を強化してゐる等の差異がある。

要するに、滿洲國民法は、日本民法を樞軸的母法としてゐるが、なほ、日本民法の施行以來四十年の間に學說と判例とにより闡明整序せられた理論に従ひ立法せられてをり、又、日本に於ける建物保護法、借地法、借家法の如き社會政策的立法も民法典の中に包含して立法せられてをり、更に滿洲國

特有の民事的習俗も顧慮せられたる結果、日本民法との間にも種々の注目すべき差異を生じてゐる。

第二章 民法總則

第一 總則編の内容

滿洲國民法の第一編總則は、通則、人、物、法律行爲、期間、消滅時効の六章に分たれてゐる。日本の民法は、人、法人、物、法律行爲、期間、時効の六章に分かれてゐるが、これに比較するに、滿洲國民法では、人の章下に自然人並びに法人が包含せらるると共に、別に、通則なるものが第一章として設けられてゐる。日本の民法總則は、百七十四條であるが、滿洲國の民法總則は百七十五條である。

總則編の「人」は、權利の主體に關するものであり、「物」は、權利の實體に關するものである。又、「法律行爲」、「期間」、「時効」等は、權利の得喪變更に重大なる關係のある一般的事由として、總則編に收められてゐること、日本民法と同じく。

民法總則に關しては、なほ民法總則編施行法（康德四年一月二十九日勅令第三四七號）といふ附屬法令がある。

第二 通 則

(一) 第一條の規定

滿洲國民法第一條は、「民事ニ關シ本令ニ規定ナキ事項ニ付テハ慣習法ニ依リ、慣習法ナキトキハ條理ニ依ル」と規定し、民事法の淵源を示すと共に、其の適用の順序を定めてゐる。

日本の商法第一條には類似の規定があるが、民法にはない。學說上、慣習法と成文法中の任意法規の適用の順序に關しては議論はあるが、右の如き淵源、適用の順序は通説の認むるところであり、滿洲國民法第一條は、この原理を明文を以て規定してゐる。

(二) 信義誠實の原則

第二條は、「權利ノ行使及義務ノ履行ハ誠實ニ且信義ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス」と規定する。

各人は社會共同生活の一員として信義に合し誠實を旨として行動すべき所謂信義誠實の原則は、從來主として債權法に於て唱へられるところのものであるが、元來、この原則は、公の秩序善良の風俗

の觀念と共に、法律と道德との調和をはかる重要な觀念たるものである。即ち權利の行使、義務の履行、契約の解釋その他、すべてはこの原則に適するやうになすべきものであり、この原則は、實に法律關係全般に亘る大原則である。

滿洲國民法は、この見地よりして、信義誠實の原則を民事法律關係の基本關係を律するものとし、第一章通則中に明定してゐる。

第三 私權の享有

日本の民法第一條には、「私權ノ享有ハ出生ニ始マル」と規定せられてゐる。これに該當するものとして、滿洲國民法第三條には、「人ノ權利能力ハ出生ニ始マリ死亡ニ終ル」と明定せられてゐる。權利能力の發生のみならず、其の終滅に付てまで規定せられてゐる點に、特色がある。

第四 無能力

(一) 無能力者の種類

滿洲國民法は、無能力者として、左の三者につき規定してゐる。

(1) 未成年者

(2) 禁治産者
(3) 準禁治産者

日本の民法には、無能力者としてなほ「妻」が規定せられてゐるが、滿洲國の民法には、妻は無能力者として規定せられてゐない。併しそれは、妻を能力者となすの意味ではなく、妻は無能力とはするが、それは將來制定せらるべき親族法中に規定するといふ見地よりして除外せられてゐる。

妻を無能力者とするのは、他の無能力者とは異にし、主として家庭生活の圓滿のためである。従つて意思能力の不充分を理由とする一般の無能力者と同列に、これを總則中に規定するのは、立法論的に當を得たものではなく、日本の親族編改正要綱の中にも、妻の無能力の規定を總則編中より削除し婚姻の效力の章中に入るべきことが宣言せられてゐる。滿洲國民法は、日本の民法に先んじ、この規定の仕方に従つたものであり、この規定の仕方の方が妥當である。

(一) 無能力の内容、程度

無能力者中未成年者は、滿二十年に達しない者であり(第四條)、禁治産者は、心神喪失の常況にあるにより、法院より其の宣告を受けた者であり(第一一條)、準禁治産者は、心神耗弱又は浪費者たる

により、法院より其の宣告を受けた者である(第八條)。

右三者中、能力の制限の最も狭いものは禁治産者であり、準禁治産者と未成年者とは、同等の立場に立ち能力の制限が稍緩和せられてゐる。

右は略、日本の民法と同じいが、左の點に差異がある。

(イ) 能力の制限の程度を未成年者と準禁治産者と同一となし、何れも法律行爲をなすには其の法定代理人の同意を要する旨を規定し、日本民法の如く保佐人に同意権のみを與へ、取消權なき弊が除去せられてゐる。

(ロ) 日本民法は、無能力者の相手方に催告權を認むるのみであるが、滿洲國民法は更に其の上に相手方に於て追認ある迄は何時と雖も撤回し得る旨を規定し、無能力者の相手方を一層保護してゐる(第一五條)。

第五 住 所

住所に付ては、日本民法と同一である。

尤も不在及び失踪につき、同時死亡の推定規定、即ち二人以上共同の危難に遭遇して死亡したる場

合に於ては、同時に死亡したるものと推定すとの規定が設けられてゐる(第二九條)。

第六 法 人

(一) 法人の種類

滿洲國民法の規定する法人は、「學術、宗教、慈善、技藝、社交其ノ他ノ非營利事業ヲ目的トスル社團又ハ財團」の法人である(第三二條)。

即ち滿洲國民法は、法人を社團法人と財團法人との二に分ち、社團法人中の營利法人は、會社法其の他の特別法の規定に基き會社としてのみ成立せらるるものとし、これを民法中に規定せず、民法には非營利法人に關する規定のみを設けてゐる。

右の分類の仕方は、日本の民法が、法人を公益法人と營利法人とに分類するのと趣を異にする(日本民法第三四條、第三五條)。學說上、日本民法の分類は分類の法則に合はないとの議論が有力である。この分類では、營利をも公益をも目的としない種類の法人、例へば社交俱樂部の如きものの所屬が不明である。これが、滿洲國民法の分類では、當然に民法上の法人に入ることとなり、分類が合理的である。

又、日本の民法には、營利法人に關する規定もあるが(日本民法第三五條)、營利法人に民法適用の餘地は殆んどない(日本商法第五二條、第四條第二項)。従つて滿洲國民法は、營利法人に關しては全然規定せず、これを會社法其の他の特別法に譲つてゐる。

(二) 法人の設立

滿洲國民法は、非營利法人の設立につき、許可主義を採用してゐる(第三二條)。即ち法人の設立には、主管官署の許可を得ることを要する。この點は、日本民法が、公益法人の設立につき、主管官廳の許可を要件とすることと同一である(日本民法第三四條)。

併し、日本の民法では、公益法人は、設立者の設立行爲と主務官廳の許可との二要件を以て成立するものとせられ、登記は單に法人の設立を第三者に對抗する要件とせられてゐるが(日本民法第三四條、第四五條)、滿洲國民法では、主事務所所在地に於て設立の登記をなすことも設立の一要件とせられ、設立の登記があるによつて法人は初めて成立するものとせられてゐる(第三二條)。
なほ、日本民法と異り、定款には設立者の署名を要するものとせられる。

(三) 財團法人の定款の變更

財團法人の定款を變更し得るか否かは、日本民法には規定がない。滿洲國民法は、明文を以て其の可能なことを明かにするとともに、特別の事情のあるときは、定款を變更して其の存在を繼續し得るものとなしてゐる(第四二條第二項、第四三條)。

(四) 清算

法人の清算に關し、除斥期間内に於ける辨濟の禁止が規定せられる(第八七條)。又、辨濟期に至らざる債權と雖も、法人は清算に當りこれを辨濟することを得るものとせられる(第八八條)。これらはすべて、日本民法に規定なく、日本民法の不備として指摘せられてゐる點である。

第七 動産と無記名債權

不動産は、土地及び其の定著作物をいひ、動産とは、それ以外の有體物をいふ(第九六條)。このことは、日本民法と同一であるが、日本民法には、無記名債權はこれを動産と看做すと規定してある(日本民法第八六條第三項)。併し、滿洲國民法には、斯かる規定がない。無記名債權に關しては第三編債權の總則中に、證券債權なる一節を設け、同節下に於て其の法律關係が規定してある。其の他の第三章、物に關する規定は、日本民法と全く同一である。

第八 慣習と法律行爲

日本民法第九二條に、「法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ、法律行爲ノ當事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ從フ」と規定してある。これは、事實たる慣習と任意法規との關係を規定したものであるが、學說上、「法律行爲ノ當事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ」との解釋につき議論があり、通説は、積極的に其の意思の表示のある場合の外、當事者の意思の分明ならざる場合にも、其の慣習に従ふものと解する。滿洲國民法第百二條は、この通説の見解の如く、法文にも「法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行爲ノ當事者ノ意思明確ナラサルトキハ其ノ慣習ニ從フ」と表現してゐる。

第九 意思表示

(一) 表示主義の採用

意思表示の取扱に關しては、效果意思に重心をおく意思主義と、表示行爲に重心をおく表示主義とがある。意思表示それ自體の理論と、個人主義的法律理念よりするときは、意思主義を採用すべきであるが、取引の相手方の保護、取引の安全といふ見地よりするときは、表示主義を採るべきである。

日本の民法は、この點に關しては、原則として意思主義を採用し、例外として表示主義を採用してゐる。これに反し、滿洲國民法は、表示主義に傾いてゐる。これは、取引に於ける動的安全の保護に重きをおく近時の法律思想の推移に鑑みたるものである。

以下、この點に關する滿洲國民法と日本民法とを比較することとする。

(一) 心裡留保

心裡留保とは、意思の表示が表意者自身に於て眞意にあらざることを知り乍らなされたる意思表示をいふ。

日本の民法は、これに關し、斯かる意思表示は原則として有効であるが、ただ相手方が表意者の眞意を知り又はこれを知ることを得べかりしときは、其の意思表示は無効なるものとする（日本民法第九三條）。滿洲國民法も亦、この點、同様に規定するが、なほ、意思表示の無効なる場合にも、これを以て善意の第三者には對抗することは出来ないものと規定する（第一〇三條）。尤もこのことは、日本民法でも、學說としては肯定せられてゐる。併しこれを明文化した點、表示主義に重點を置くものとして意義がある。

(二) 虚偽表示

虚偽表示とは、相手方と通謀して眞意にあらざる虚偽の意思表示をなすことをいふ。

斯かる虚偽表示に關しては、滿洲國民法、日本民法共にこれを原則として無効とし、但し當該行爲が虚偽表示なることを知らざる善意の第三者に對しては、無効を以て對抗することを得ざるものとなしてゐる（第一〇四條、日本民法第九四條）。即ち兩者の間に、差異はない。

(四) 錯誤

錯誤とは、對象の認識を誤り、この誤つた認識に基き決定せられた意思の表示せらるることをいふ。

日本民法は、意思主義を原則として採用し、滿洲國民法は、表示主義に傾くと前に述べたが、このことは、この錯誤の取扱にハッキリと現はれてゐる。

日本民法は、錯誤に關し、法律行爲の要素に關する錯誤に限り、其の意思表示を無効とし、但し表意者に重大なる過失のあつたときは、表意者自ら其の無効を主張することを得ないものとなしてゐる（日本民法第九五條）。これに反し、滿洲國民法は、意思表示は法律行爲の要素に錯誤ありたるときはこれを當然無効とはなさず、單にこれを取消すことを得るものとし、但し其の取消は、それを以て、

善意の第三者に對抗することを得ず、又、表意者に重大なる過失のあつたときは、縱令法律行為の要素に錯誤ありとも、其の意思表示を取消すことを得ないものとなしてゐる(第一〇五條)。

即ち滿洲國民法は、錯誤の効果も詐欺又は強迫による意思表示と同様に取扱い、これを單に取消し得るものとし、又、善意の第三者に對抗することを得ざるものとし、以て取引の相手方及び第三者の保護をはかつてゐる。

(五) 詐 欺

詐欺による意思表示につき、滿洲國民法は、原則としてこれを取消すことを得。但し、それを取消すも、これを以て善意の第三者には對抗することを得ず、又、意思表示の相手方以外の者が詐欺を行ひたる場合には、相手方が詐欺の事實を知り、又は普通の注意を以てすれば知ることを得る場合にのみ、取消し得るものとしてゐる(第一〇六條)。詐欺に關する斯かる取扱は、日本民法第九十六條も同様であり、この點には兩法の間には差異はない。

(六) 強 迫

強迫による意思表示は、これを取消すことを得る(第一〇六條)。このことは日本民法も同一である

(日本民法第九六條)。

併し日本民法は、被強迫者は被詐欺者より厚く保護せんとするの見地より、其の取消に何等の制限を設けず、從て詐欺の場合とは其の効果を異ならしめてゐる。これに反し、滿洲國民法は、強迫も詐欺と同様に取扱い、二つの制限を設けてゐる。

即ち、強迫による意思表示を取消したる場合には、これを以て善意の第三者に對抗することを得ず、又、意思表示の相手方以外の者が強迫行為をなしたる場合には、相手方が強迫の事實を知り、又は普通の注意を以てすれば知ることを得る場合に限り、これを取消すことを得るものとなしてゐる(第一〇六條)。これ亦、滿洲國民法が日本民法と異なり、表示主義に重きをおく一つの現れである。

第一〇 條件及び期限

日本民法に於ける、所謂既成條件(日本民法第一三二條)、不法條件(同第一三三條)、不能條件(同第一三三條)及び純粹隨意條件(同第一三四條)に關する規定は削除せられてゐる。蓋しこれらは、單なる注意規定であり、理論上當然に解決し得るものであるからである。

又、日本民法に於ては、期限附法律行為に付ては、唯履行にのみ關する如き立言方法が採られてゐる

るが、滿洲國民法では、始期を附したる法律行為は、期限到來の時より其の效力を生ずるものと規定せられ(第一四五條第一項)、其の點が明確にせられてゐる。

第一一期 間

期間に關する規定は、日本民法と同一である。尤も年齢の計算につき、出生の日を算入する旨が條文に取り入れられてゐる(第一五〇條)。

第一二期 消滅時効

時効に關し、民法總則は、消滅時効に付てのみ各種消滅時効の期間、進行、其中斷、停止、時効完成の效力、時効利益の援用、拋棄等の諸點に亘つて規定してゐる。

これを日本の民法に比較するに、左の諸點に於て滿洲國民法は特色を有する。

(一) 取得時効の除外

日本の民法には、消滅時効と共に、取得時効に付ても規定せられてゐるが、滿洲國の民法では、取得時効は、物權編の所有權取得の項中に規定せられ、總則編では取得時効は除外せられてゐる。

これは、取得時効は、權利取得の原因を生ずるものであるとの見地からである。斯かる見地よりし

て、消滅時効と取得時効とは分離して規定せられてゐる。

(二) 時効による權利喪失

日本の民法は、一方に於て、時効によりて「權利ヲ取得ス」(日本民法第一六二條)、「權利ハ…消滅ス」(同上第一六七條)と規定し乍ら、他方、裁判所は當事者の援用(主張)を俟つて、初めて斯かる權利得喪の効果を認むべきものとなしてゐる(同上第一四五條)。

右の結果、時効による權利の得喪と援用との關係につき學說上種々と議論がある。これに對し、滿洲國民法は、消滅時効につき、「權利ノ消滅時効完成シタルトキハ其ノ權利ノ消滅ニ因リテ利益ヲ受クベキ當事者ハ其ノ權利ノ消滅ヲ主張スルコトヲ得」と規定し、消滅時効の完成のみによりては、直ちに權利が消滅するものとなさず、單に權利を消滅せしむべき抗辯權が発生するにすぎざるものとなし、權利消滅の抗辯權の援用を當事者の良心に一任してゐる。

ドイツ民法は、消滅時効は、債務者に履行拒絶權を與ふるもので、履行拒絶によつて初めて債權が消滅するものとなしてゐる(ドイツ民法第二二二條)。日本民法の解釋上も、時効の効果は停止條件的のもので、即ち消滅時効にかかつた債務は、債務者が時効を援用するによりて消滅するものと解する

見方がある(穂積博士)。

滿洲國の民法は、規定上當然に右の如く解せられることとなり、時効による權利關係が明確となる。

(三) 消滅時効期間

消滅時効期間は、日本の民法のそれよりも稍長期としてある。

例へば一般債權の消滅時効は、日本民法に於ては十年であるが、(日本民法第一六七條)滿洲國民法に於ては、二十年である(第一五四條)。又、債權以外の財産權の消滅時効は、日本民法に於ては二十年であるが(日本民法第一六七條第二項)、滿洲國民法に於ては、三十年である(第一五四條第二項)。その他の短期時効は、日本民法では、三年、二年、一年等の各種のものがあるが、滿洲國民法では、五年、二年の二種のもので設けられてゐる。

右の如く、總じて滿洲國民法に於て、時効期間が長期に定められるのは、滿洲國に於ける從來の慣行を重んずると共に、時効制度本來の目的に鑑み、其の道義的觀念に影響のないやう特に留意せられたるによるものである。

又、短期の消滅時効に罹るべき債權と雖も、確定判決其他これに類する方法により權利の存在が確定せられたるときは、爾後普通の時効期間に依るべきものとせられてゐる(第一五七條第一項)。この規定も、日本民法には存せず、注意に値する。

第三章 物 權 法

第一節 物 權 法 (第一部)

第一 物權編の内容

物權編は、民法の第二編をなし總則、占有權、所有權、地上權、耕種權、地役權、典權、留置權、質權及び抵押權の十章に分たれてゐる。日本の民法も、物權編は十章に分たれてゐるが、滿洲國民法には、先取特權の章がなく、其の代りに、典權の章がある。なほ、耕種權は、日本民法の永小作權に該當し、抵押權は、抵當權に該當する。

物權法は、民法總則又は債權法に比して、日本民法との間に可成の相違がある。例へば典權の如き

物權が規定せられ、一方、先取特權、抵當權の滌除の制度の如きは削除せられ、用益物權の如きは、日本民法よりも強化せられてゐる。

物權に關しては、附屬法令として、民法物權編施行法(康德四年二月二十九日勅令第三四八號)がある。

第二 物權法定主義

滿洲國民法も、日本民法と同じく、物權法定主義を採つてゐる。即ち第二編物權の首條に、「物權ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スルコトヲ得ズ」と、原則的規定を掲げてゐる(第一七六條)。

この結果、物權の種類は民法其の他の法律に定むるものに限定せられ、又、其の内容も一定せられこれを當事者間に勝手に變更することは得ないものとなる。

物權取引の安全、權利關係の明瞭化、其の他諸種の理由よりして、物權法定主義の採用は妥當なものである。

第三 物權の種類

物權法定主義を採る滿洲國民法の定むる物權は、左の九種である。

- (一) 占有權
- (二) 所有權
- (三) 地上權
- (四) 耕種權
- (五) 地役權
- (六) 典權
- (七) 留置權
- (八) 質權
- (九) 抵押權

右の中、地上權、耕種權、地役權、典權は物の使用収益を目的とする所謂用益物權に屬し、又、留置權、質權、抵押權は、債權の擔保を目的とする所謂擔保物權に屬する。

第四 先取特權の削除等

物權の種類を日本の民法に比較するに、所謂耕種權は日本民法の永小作權に該當するものであり、抵押權は抵當權に該當するものである。

典權は、滿洲國民法に獨特のものであり、日本民法にはないところのものである。

右に反し、日本民法には擔保物權の一種として先取特權が規定せられてゐるが、滿洲國民法には、先取特權は存在しない。

先取特權の制度は、あまり廣汎に亘り一般債權者を害する虞れがあり、又、其の實際的運用に付て

も甚しく疑問があるとの見地よりして、削除せられてゐる。其の代り、特に優先權を與へて保護すべき債權に付ては、法定質權又は法定抵押權を附與して、これを保護することとせられてゐる。

先取特權制度の存しない結果として、保護せられる債權の範圍は、日本民法のそれよりも狭小である。併し、それだけ滿洲國民法に於ては、一般債權者の安全性が増大せられてゐる。

なほ、先取特權の代りに、法定質權又は法定抵押權の與へらるる場合としては、例へば左の如きものがある。

(一) 賃貸借關係の債權につき與へらるるもの(第六一九條乃至第六三一條)。

(二) 場屋の取引によりて生じたる債權に與へらるるもの(第六八二條)。

(三) 海上運送、共同海損、海難救助、船舶債權等に關するもの(海商法第八一條、第一三三條、第一六三條、第一七二條)。

第五 不動產物權の得喪變更

(一) 形式主義、公信主義の採用

滿洲國民法は、不動產物權の得喪變更に關しては、登録を以て其の效力の發生要件となし、即ち所

謂形式主義を採用し、且つ登録に公信力を附與して取引の安全をはかつてゐる。

この點は、日本民法と甚だしく異なるところであり、滿洲國民法の特色ともいふべきところのものである。

即ち日本民法は、物權の設定及移轉は當事者の意思表示のみに因りて其の效力を生ずるものとなし所謂意思主義を採用し、登記を以て單に第三者に對する對抗要件なりとしてゐる(日本民法第一七六條、第一七七條)。然るに滿洲國民法は、左の如き趣旨の規定を設けてゐる。

(イ) 不動產に關する物權の法律行爲に因る得喪變更は、登録をなすにあらざれば其の效力を生じなす(第一七七條)。

(ロ) 登録簿に記載したる權利關係は、其の權利に關し法律行爲をなしたる者の利益のために眞正なるものと看做す。但し其の眞正なることに付て異議の登録あるとき、又は眞正ならざることを知り若くはこれを知ることを得べかりしときは、この限りにあらず(第一七九條)。

尙、右に關聯して、左の如き規定を設けてゐる。

(ハ) 判決、競賣、公用徵收、相續其他法律の規定による不動產に關する物權の取得は、登録

を要せずして其の效力を生ずる。但し其の登録をなしたる後にあらざれば、これを處分することを得ない(第一七八條)。

(ニ) 不動産に関する物權の得喪變更を目的とする法律行為は、書面によりてこれをなすことを要する(第一八〇條)。

(二) 新立法の意義

滿洲國が、不動産物權の得喪變更につき形式主義を採用し、登録に公信力を有せしめたことは、極めて進歩した立法であり、立案者の一人である我妻博士は、この點に於て日滿兩民法間には百年の隔りがあると言つてをられる。日本民法は、佛蘭西民法(一八九六年)の主義に倣ふものである。これに反し、滿洲國民法は、獨逸民法(一八九六年)及び瑞西民法(一九〇七年)の主義に倣ふものである。

日本民法の如く、不動産物權の得喪變更につき意思主義を採用し、登記を對抗要件とするときは、登記のない以上は賣買當事者間では不動産物權は移轉してゐるが、それ以外の者に對しては移轉してゐないといふ複雑な法律關係となり、其の解決に關しては種々の學説が生じてくる。これが、滿洲國民法の主義では、權利關係の分裂がなく、法律關係は明瞭劃一となる。

又、日本民法の如く、登記に公信力の附與のない場合には、如何に登記に信頼して取引をするも、若しその登記が眞實に合致しないときは、其の取引は無効のものとなる。不動産取引に關する斯かる不安定性は、不動産の賣買、不動産に對する金融等に對して非常な障礙となる。これが滿洲國民法の主義では、登録に信頼して取引が出来ることとなり、非常に安全なものとなる。

(三) 形式主義、公信主義の實施

尤も滿洲國民法の如く、形式主義を採用し、登録に公信力を有せしむるには、其の前提として、精確に整備せられた登録制度の存在を前提とする。然るに、現在は未だ登録制度の完備の域には達してゐない。従つて、不動産の登録は土地審定法(康德三年三月二六日勅令第二〇號)による地籍整理の完了を前提とし(民法物權編施行法第三條、不動産登録法施行法第一條)、地籍整理事業の完了地域にある不動産の變動に付ては、あくまで登録(康德四年公布登録法による)を以て效力發生要件とする原則的立場を維持すると共に、他面、地籍整理未了地域にある不動産の變動に付ては、登記を以つて對抗要件とし、漸進的に原則的立場が擴大せられて行く方針が採用せられてゐる(民法物權編施行法第三條、第四條)。後者の所謂登記に關しては、不動産登記法(康德四年一月二九日勅令第三四三

號)があり、同法第五十八條に、本法は土地審定法に依る地籍の整理の完了せざる地域に存する不動産に限り、これを適用するものと規定せられてゐる。

第六 動産物權の變動

動産物權の變動につき、日本民法は、不動産物權と同じく意思主義を採用し、其の効力は當事者間に意思表示によりて生ずるものとなし、引渡を以て、單に第三者に對する對抗要件となしてゐる(日本民法第一七六條、第一七八條)。

然るに滿洲國民法は、不動産物權の變動と同じく、形式主義を採用して、左の如き趣旨の規定を設けてゐる。

(一) 動産に關する物權の讓渡は、其の動産の引渡をなすにあらざれば其の効力を生じない。即ち動産の引渡が、動産物權變動の效力發生要件である(第一八一條本文)。

(二) 但しすでに讓受人が其の動産を占有するときは、讓渡の意思表示のみを以て其の効力を生ずる(第一八一條但書)。

これは、日本民法の所謂簡易の引渡に該當する。

(三) 動産に關する物權を讓渡する場合に於て、讓渡人が引續き其の動産を占有するときは、當事者間に讓受人が間接占有權を取得すべき契約を締結して、動産の引渡に代ふることを得る(第一八二條)。

これは、例へば器械を賣つて引續き賣主がそれを賃借するが如き場合に用ひらるべきもので、所謂占有改定である。滿洲國民法は、後述の如く、日本民法の代理占有に對して、間接占有につき規定してゐる。

(四) 第三者の占有する動産に關する物權を讓渡する場合に於ては、讓渡人が其の第三者に對して有する返還請求權を讓受人に讓渡して、動産の引渡に代ふることを得る(第一八三條)。

これは、日本民法の所謂指圖による引渡に該當する。上述の簡易引渡、占有改定、指圖による移轉は、日本民法に於ては占有權の章中に規定せられてゐるが(日本民法第一八二條乃至第一八四條)、滿洲國民法では、上述の如く動産物權の變動に關聯し、物權編總則の章中に規定せられてゐる。

第七 占有權

占有權は、物の事實上の支配狀態を保護せんとする特種の物權であり、一部の關係に於てのみ物を

支配する所謂制限物權の一種であるが、他人の所有物の上に存することを必要とせず、自己の所有物の上にも存し得るもので、この點、他の制限物權たる用益物權、擔保物權等の他物權と趣を異にするものである。

滿洲國民法は、第八十五條より第二百二條に亘り、占有權に關し、權利の推定、果實の取得、費用の償還、占有訴權、その他準占有等に關し規定する。それらの規定は、日本民法のそれと略同様であるが、併し左の二點に於て日本の民法と異なる特色がある。

(一) 客觀主義の採用

日本の民法は、占有權は、自己の爲めにする意思を以て物を所持するに因りて取得するものとなし(日本民法第一八〇條)、所謂占有意思を必要とする主觀主義を採用してゐる。

右に反し、滿洲國民法は、「物ニ對シ事實上ノ支配力ヲ有スル者ハ之ヲ占有者トス」と規定し(第一八五條第一項)、所謂占有意思は占有權の取得には必要ならず、單に事實上物の支配力あるを以て足るものとする所謂客觀主義を採用してゐる。

元來、占有に、體素の外に心素を必要とするや否やは古來より議論せられるところであり、沿革的

に見れば、古くは、占有には所有の意思といふが如き強い意思を必要なるものとせられたが、法律思想の發展に伴ひ、其の必要とせられる意思是、漸次輕微なるものとなり、結局心素は不要で、體素のみでよいといふことになつてゐる。立法例を見ても、佛民法や日本の舊民法は、所有の意思を必要とするものとし、日本の現行民法は自己の爲めにする意思を必要なるものとするが、獨逸民法や瑞西民法は、心素は占有に不要なものとしてゐる。滿洲國民法が、占有に客觀主義を採用したのは、斯かる占有に關する最近の學說、近代法の傾向に従つたによるものである。

占有に、占有意思を要件とするときは、其の占有意思の解釋の如何によりて、占有としての保護を受くる範圍は廣くもなり、狭くもなる。又、占有者の發狂、錯誤、相續等の場合にも、疑問を生ずる。又、占有意思其のものの存在は所持者にも第三者にも其の立證は至難であり、徒らに混亂を招く虞れがある。この點、客觀主義を採用した滿洲國民法には、斯かる弊はなく、其の適用が甚だ明確であり、又、事實狀態を尊重し、取引の安全、敏活をはかるといふ占有制度の立法理由より見ても、合理的である。

(二) 間接占有

日本民法では、代理人による占有たる所謂代理占有なる觀念が認められてゐるが(日本民法第一八一條、第一八二條第二項、第一八三條、第一八四條、第二〇四條等)、滿洲國民法では、これに代ふるに、間接占有なる觀念が認められ、左の如き規定が置かれてゐる。

(イ) 地上權、質權、賃貸借、寄託其の他これに類似する關係に基き他人をして物を占有せしむる者は、これを間接占有者とする(第一八六條)。

(ロ) 間接占有權の讓渡は、物の返還請求權を讓渡するによりて其の效力を生ずる(第一八八條)

(ハ) 占有回收の訴、占有保全の訴の所謂占有訴權は、間接占有者もこれを提起することを得る(第二〇〇條第一項)。

而して、占有回收の訴の場合に於て、間接占有者は其の物を占有者に返還するやう請求し得るが、占有者が其の返還を受くることが出来ないか、又はこれを欲しないときには、自己即ち間接占有者に返還することを請求し得る(第二〇〇條第二項)。

間接占有なる觀念は、占有意思を必要としない獨逸民法の採用するところのものである。滿洲國民法がこれを採用したのは、理論上は正當である。併し實際問題としては、代理占有を採用する日本民

法との間に大差はない。

第八 所有權の内容

(一) 所有權の效力

第二百三條に、所有者は法令の制限内に於て、其の所有物の使用、收益及び處分をなす權利を有すと規定せられてゐる。これは、所有權の内容を規定する原則的規定であり、日本民法第二百六條と同一のものである。

日本民法第二百七條には、土地の所有權は法令の制限内に於て、其の土地の上下に及ぶ、と規定してある。これに相當する滿洲國民法第二百六條には、「土地ノ所有權ハ其ノ行使ニ付利益ヲ有スル範圍ニ於テ土地ノ上下ニ及フ」と、規定してある。解釋上は同一となるが、滿洲國民法には、特に「其ノ行使ニ付利益ヲ有スル範圍ニ於テ」といふことが、明文に現はしてある。

(二) 所有權に基く請求權

日本の民法には、所有權に基く請求權に關して明文が設けられてゐないが、滿洲國の民法には、明文が設けられてゐる。即ち、左の如き規定が設けられてゐる。

(イ) 所有者は、所有物を奪はれたる場合、物の占有者に對し其の返還を請求することを得る。但し占有者が、其の物を正當に占有し得る權利を有するときは、其の返還を拒むことを得る(所有物返還請求權)(第二〇四條)。

(ロ) 所有者は、所有物の支配を妨害したる者に對し、其の妨害の除去を請求することを得る(所有物妨害除去請求權)(第二〇五條)。

(ハ) 所有者は、所有物の支配を妨害せらるる虞ある場合に、妨害の虞ある行爲をなしたる者に對し、其の豫防又は損害賠償の擔保を請求することを得る(所有物妨害豫防請求權)(第二〇五條)。

右三種の所有權に基く請求權は、第九十七條乃至第九十九條に定むる占有訴權の三種と略同一のものである。併し、所有權に基く請求權は、次の點に於て、占有訴權と趣を異にする。

(イ) 占有回收の訴に於ては、侵奪の時より一年を経過するか、又は善意の特定承繼人に對しては訴を提起することを得ざるに反し、所有物返還請求權には、斯かる制限はない。

(ロ) 占有保持の訴及び保全の訴に於ては、妨害の止みたる時より一年、又は工事着手の時より一年、又は工事竣成したるときは訴を提起することを得ざるに反し、所有權妨害除去請求權及び所有

物妨害豫防請求權には、斯かる制限はない。

(三) 相隣關係

所有權の效力としては、なほ、相隣關係につき、日本民法と同じく、具體的の規定が設けられてゐる。これは、社會的生活における不動産所有權相互間の利用の調節を目的とするものである。尤も相隣關係につき、日本民法の規定は微細の點にまで亘つてゐるが滿洲國民法には、其の大綱に付てのみ規定せられ、これを簡略にし、必要に應じ特別法に規定するの建前が採られてゐる。

第九 所有權の取得

(一) 日本民法との比較

所有權の取得事由として日本民法に規定してゐるのは、無主物の先占、遺失物の拾得、埋藏物の發見、附合、混和、加工等の所謂添附であるが(日本民法第二三九條乃至第二四八條)、滿洲國民法は、取得時効並びに善意取得(所有權の即時取得)を、所有權の取得事由として規定してゐる。後者は、日本民法では、占有の章に規定せられるが、滿洲國民法の方が規定の仕方が妥當である。

一方、遺失物の拾得並びに埋藏物の發見に關する規定は特別法に讓られ、民法中には規定せられて

をなす。

(二) 取得時効

滿洲國民法は、取得時効を消滅時効と分離し、登録制度と關聯せしめて、左の如く規定してゐる。

(イ) 不動産の取得時効

(1) 既登録不動産の取得時効

正當の權利なくして登録簿に所有者として登録せられたる者が、十年間所有の意思を以て、平穩且つ公然に其の不動産を占有し、其の占有に於て善意且つ無過失のときは、時効によりて其の不動産の所有權を取得する(第二二五條)。

(2) 未登録不動産の取得時効

他人の未登録の不動産を、三十年間、所有の意思を以て、平穩且つ公然に占有したる者が、法院の許可を得て登録簿に所有權の登録をなしたるときは、時効により其の不動産の所有權を取得する(第二二四條第一項)。なほ、登録簿の分明ならざる場合等に関しても、同様の要件で所有權を取得する旨が定められてゐる(第二二四條第二項)。

(ロ) 動産の取得時効

(1) 善意無過失の場合

十年間所有の意思を以て、平穩且つ公然に他人の動産を占有したる者が、其の占有の始め善意にして且無過失のときは、時効によりてその動産の所有權を取得する。

(2) 善意無過失ならざる場合

二十年間、所有の意思を以て、平穩且つ公然に他人の動産を占有したる者は、善意無過失ならざるも、時効によりて其の動産の所有權を取得する(第二二六條)。

右取得時効に關する規定を、日本民法のそれに比較するに、動産物權に關する取得時効に於ては、日本民法の規定と多く異なる。尤も日本民法には、短期時効はない。

次に不動産物權の取得時効は、登録制度と關聯して規定せられてゐる。

又、未登録の不動産の取得時効期間は、日本民法のそれよりも長い。日本民法では、取得時効期間は二十年である(日本民法第一六二條)。

更に又、既登録の不動産物權の時効による取得に付ては、登録を以て不動産物權變動の效力發生要

件となした關係上、其の要件を嚴重にしてある。

なほ、取得時効は、所有權の取得の節中に規定せられてゐるが、取得時効は、所有權に付てのみは存せず、他の財産權も時効によつて取得せられ得る。従つて、所有權の取得時効及び效力並びに消滅時効の中斷、停止に關する規定(第二二四條乃至第二二八條)は、所有權以外の財産權の取得の場合にも準用せられる(第二一九條)。

(三) 善意取得

動産取引の安全をはかることを目的とする動産の善意取得は、日本の民法では、占有權の章下に規定せられてゐるが、滿洲國の民法では、所有權取得原因の一として、所有權の章中に規定せられてゐる。其の規定は、左の如くで、大體に、日本民法の規定と同一である(日本民法第一九二條乃至第一九四條)。

(イ) 平穩且つ公然に動産を讓受けたる者が、善意にして且つ無過失のときは、其の物が讓渡人の所有に屬しないと雖も、其の所有權を取得する(第二三〇條)。

(ロ) 併し動産が盜品又は遺失物なるときは、被害者又は遺失主は盜難又は遺失の時より二年間

は、讓受人に對し其の物の返還を請求することを得る。尤も金錢に付ては、この限りでない(第二三一條)。

(ハ) 讓受人が、盜品又は遺失物を競賣若くは公の市場に於て、又は其の物と同種の物を販賣する商人より善意にて買受けたるときは、被害者又は遺失主は讓受人が支拂ひたる代價を辨償せざれば其の物の返還を請求することを得ない(第二三二條)。

(四) 無主物の先占、添附

無主物の先占、附合、混和、加工に關する添附の規定が所有權取得原因として規定せられてゐることは、日本民法に於けると同様である。

第一〇 共有及び總有

(一) 共有

共有とは、數人にて一個の所有權を有するをいふ。滿洲國民法は、共有に關し、共有者の持分の關係、共有者の内部的權利義務、共有物の分割等に亘つて規定してゐる(第二四〇條乃至第二五一條)。日本民法に比し、辭句の改正や配列の順序に相違はあるが、其の規定内容には差異はない。

(二) 總 有

(イ) 日本民法との比較

滿洲國民法は、共有とは別に、總有なる所有形態を認めてゐる(第二五二條乃至第二五五條)。この點は、日本民法の全然規定してゐないところである。尤も日本に於ても、單獨所有又は共有にあらざる所有形態として、入會權の如き總有に類似した觀念は存する。

(ロ) 總有の意義

總有とは、或る地方の住民、親族團體其他慣習上總合體を組成する數人が、其の關係に基きて一箇の物を所有する状態である(第二五二條第一項)。

即ち總有とは、數人が一の團體を組成し、目的物の管理處分等は専ら團體の權限に屬し、團員は一定の範圍に於て各自收益をなす權能を認められたる團體的共同所有形態である。

(ハ) 總有者の權利義務

(1) 總有者の權利義務は、原則として慣習に従ふ(第二五二條第二項)。蓋し總有は、慣習によるもので、其の權利義務の關係は多岐多端であるからである。

(2) 但し總有者の權利は總有物の全部に及び、總有者は總有物の分割を請求することを得ない(第二五三條)。

(3) 又、總有物を處分し、又はこれに變更を加ふるには、總有者全員の同意を必要とする。尤も總有物の保存行爲は、各總有者に於てこれをなすことを得る(第二五四條)。

(三) 準共有

所有權以外の財産權、即ち地上權、耕種權、著作權、特許權、鑛業權、債權等の共有は準共有とし共有並びに總有に關する規定を準用する(第二五五條)。

第一一 地上權

(一) 地上權の意義

地上權とは、他人の土地に於て、建築物其他の工作物を所有するため、其の土地を使用する權利である(第二五六條)。即ち家屋、橋梁、池、トンネル、井戸、記念碑、電柱其他一切の設備を所有するために、他人の土地を使用する權利で、所謂用益物權に屬する。

日本の民法では、地上權は、工作物又は竹木を所有する權利とせられ、所謂竹木とは、主として植

林の目的となる竹木をいふものと解せられてゐる(日本民法第二六五條)。併し、滿洲國の民法では、地上權の目的は、建築物其他の工作物に限定せられ、竹木は除外せられ、竹木の栽培を目的とするものは、次章の耕種權に包含せしめられてゐる。

(二) 賃借權との差異

地上權と賃借權とを比較して見ると、大凡左の如く差異がある。

(イ) 地上權は物權であり、賃借權は債權である。

(ロ) 地上權の目的は、建築物其他の工作物の所有に限定せられるが、賃借權には斯かる目的の制限はない。

(ハ) 地上權者は、其の地上權を他人に讓渡若くは遺贈し又は擔保に供することを得る。賃借人は、これに反し、賃貸人の承諾なくして其の土地を轉貸し、又は賃借權を讓渡することを得ない。

(ニ) 地上權の存續期間は、賃借權のそれよりも長期である。

(ホ) 賃借人は、原則として、賃貸人をして其の土地の修繕をなさしむることを得るが(第五九二條)、地上權者は、原則として、斯かる權利を有しない。

(ヘ) 賃借權は必ず借貸を伴ふが、地上權は必ずしも地代を支拂ふことを要件としない。

(三) 地上權の強化

滿洲國民法は、滿洲國の實情に鑑み、現實に土地を使用する者を保護する見地よりして、日本民法に比して、地上權を著しく強化してゐる。

即ち地上權の目的を、建築物其他の工作物の所有に限定し、竹木を除外すると共に、日本に於ける借地法的規定を多分に取入れて、其の内容を規定してゐる。其の詳説は省略するが、例へば左の如きことを規定してゐる。

(イ) 日本の民法には、地上權の存續期間につき特に制限はないが、滿洲國の民法は、其の間を制限する(第二五七條、第二五八條)。短期も亦制限せられる。

(ロ) 但し地上權者に、契約更新請求權を認むる(第二五九條)。一定の場合、契約の更新は擬制せられる(第二六一條)。

(ハ) 地上權設定者に、地上權終了の際、工作物買取請求權を認むる(第二六三條)。

(ニ) 當事者に、地代の増減請求權を認むる(第二六四條)。即ち一定の場合、地代の減額を請求

することを得る。

(ホ) 地上權設定者が、其の土地につき第三者と賣買契約を締結したる場合、地上權者が自らこれを買取することを請求したるときは、地上權設定者は正當の事由なければ、これを拒むことを得ない(第二六八條)。即ち地上權者に、先買權を認むる。

(ヘ) 尤も地上權者の工作物の賣買契約に際しても、地上權設定者に、優先的に工作物買取請求權が認められる(第二七四條)。

(ト) 一定の事項に關する規定(第二五七條、第二五九條乃至第二六五條)に反する契約條件が締結せられたる場合、地上權者に不利なるものは、これを定めざるものと看做される(第二六七條)。

大凡以上の如き各規定により、地上權の内容は、日本民法のそれとは可成相違してゐる。即ち日本民法の地上權と借地法の規定とを綜合した形となつてゐる。

第二二 耕種權

(一) 耕種權の意義

耕種權とは、他人の土地に於て、耕作、樹木の栽植、採鹽又は牧畜をなすことを目的として、其の

土地を使用する權利である(第二七六條)。

地上權と同じく用益物權に屬するが、其の目的に於て地上權との間に差異がある。

耕種權は、日本民法の永小作權に該當する。併し、日本民法の永小作權は、其の目的が、耕作又は牧畜に制限せられてゐるが、耕種權の目的には、牧畜の外、樹木の栽植並びに採鹽が加へられてゐる。

(二) 耕種權の強化

耕種權も、地上權と同じく、現實に土地を使用する者を保護する見地よりして、日本民法の永小作權に比して強化せられてゐる。即ち、次の如きことに關する規定が設けられてゐる。

(イ) 耕種權の存續期間の短期は、二十年とせられる(第二七七條)。

(ロ) 耕種權契約の更新が、一定の場合に擬制せられる(第二七八條)。

(ハ) 耕種權者に、契約更新請求權が認められる(第二五九條)。

(ニ) 存續期間につき、なほ耕種權者保護の規定が設けられてゐる(第二七九條、第二八一條)。

(ホ) 地代減額請求權が認められる(第二八二條)。

(ヘ) 耕種權設定者が、其の土地を第三者に賣却する場合、耕種權者に先買權が認められる(第

二八二條)。

第一三 地役權

(一) 地役權

地役權とは、一定の目的に従つて、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利である(第二八三條)。

地益權によりて、一方の土地、即ち使用せらるる方の所謂承役地は或る程度の損害を蒙むるが、他方、地役權により便益を受くる所謂要役地の受くる利益は一層大である。従つて、地役權は社會經濟上必要なる制度として、これを物權の一種として規定してゐる。この點、日本民法と同様であり、其の内容亦差異はない。

(二) 地役權の準用

或る地方の住民が、其の總合體をなす關係に基き他人の土地に於て、草木、野生物若くは土砂の採取又は放牧其の他の收益をなす權利を有する場合に於ては、慣習に従ふ外、地役權を準用する(第二九三條)。これは、日本民法に於ける入會權に類する權利である。滿洲國にも、日本に於ける入會權

に類する權利が存する。

第一四 典 權

(一) 典權の規定

滿洲國民法は、特殊物權として典權を規定してゐる。

典權は、日本民法に於ては其の規定がないが、滿洲及び支那に於ては古來盛んに行はれ、不動産金融の作用を果して來たもので、滿洲國民法は、古來の慣性を重んじ、用益物權の形態に於てこれを規定してゐる。

(二) 典權の意義、性質

典權とは、典價を支拂ひ他人の不動産を占有し、典權認定者原主が原典價を典權者典主に提供し其の不動産の請戻をなすまで、これを使用収益し得る權利である。この場合の不動産を、所謂典物といふ。

典價を支拂ひ、典物を取得し、後日これを辨償するに於ては典物を請戻し得る點より見れば、典權は一種の不動産質の如き性質を有する。即ち典權は一面擔保權としての色彩を帯びてゐる。

併し、典物の所有權を設定者に留保して、典物の使用収益のみを典權者に附與する點より見れば、典權は明らかに用益物權である。

典權は、右の如き性質を有するものであり、かつては、擔保物權として規定せられたが、滿洲國民法は、これを用益物權として規定してゐる。

なほ所謂典價は、金錢以外の代替物でも差支ないが、斯かる場合は殆んどなく、通常は金錢である。

(三) 典權の利用

不動産上の擔保物權としては、抵押權なる最も發達した制度がある。併し、抵押權では不動産の使用収益は債權者の方にない。これに反し、典權では使用収益が債權者の方にある。この點に典權の特色がある。例へば土地の所有者が一時外國又は遠隔の地に居住し、自ら其の土地の使用収益が出來ない場合に、典權を設定すると、便宜である。社會經濟上より見ても、不動産の利用を繼續することを得、至當である。典權は、勿論斯かる場合にのみ利用せられるものでなく、金融の必要上も行はれる。土地の使用収益權を債權者の方に委せる結果として、典價額は抵押權の方よりも高いものと思はれる。

典權に於て、典物たり得るものは不動産である。即ち土地とか、建築物である。土地には、又、宅地たる場合があり、耕作地たる場合がある。

(四) 典權に關する法律關係

典權の成立に際し、典價が支拂はれることがあり、又、其の成立直後に受授せられることもある。

典權は、不動産物權として登録をなさなければ、其の效力を生じない(第一七七條)。

典權の存續期間は、三年以上三十年以下である(第二九九條)。

典物に關する管理の費用を支拂ひ、その他、租稅等の公課の負擔に任ずるのは、使用収益の權を有する典權者である(第二九八條)。典權者は又典物を他人に轉典することを得る。

典權設定者は、一定の期間の經過後に、典物の請戻請求權を行使することを得る。其の場合には、典價を提供する外、六ヶ月前に其の旨を典權者に通知することを要する(第三〇〇條乃至第三〇三條)。

典權の請戻請求權は、一定の期間の經過によりて消滅する(第三〇〇條、第三〇一條)。若し請戻請求權が消滅したるときは、典物の所有權は當然に典權者が取得する(第三〇五條)。而して典權は終了する。

以上の外、典權に關する法律關係に付ては、種々の場合につき、規定せられてゐる。

第二節 擔保物權法

第一 擔保物權の種類

滿洲國民法が、擔保物權として認むるものは、左の如きものである。

- (一) 留置權
- (二) 質 權
- (イ) 動産質權
- (ロ) 權利質權
- (三) 抵押權

日本民法に比較するに、先取特權を認めない。このことに關しては、前述した。又、不動産質權も認めない。これに關しては、後述する。

先取特權及び不動産質權は認められないが、併し民法の施行前即ち康徳四年十一月三十日以前に滿

洲國に於て日本法により取得したる先取特權及び不動産質權は、なほ日本法によりて其の效力を有するものとせられてゐる（康徳四年一月二九日勅令第三五二號、從來日本法に依り取得したる先取特權及不動産質權に關する件）。

第二 留置權

留置權とは、他人の物又は有價證券の占有者が、其の物又は有價證券に關して生じたる債權を有する場合に於て其の債權の辨濟を受くるまで、其の物又は有價證券を留置し得る權利である（第三一二條）。

日本民法には、單に物とあり、有價證券の文字はないが（日本民法第二九五條）、滿洲國民法には、特に有價證券の文字がある。

留置權の成立要件、殊に物と債權との關聯につき佛法系に從つたこと、效力、殊に留置物を占有することによりて辨濟を促がすのみにして、優先辨濟權のないこと等、すべて日本民法に於ける留置權と同様である。

第三 質 權

(一) 質權の意義

質權とは、債權者が其の債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し、且つ其の物につき優先辨済を受くる權利をいふ。其の特性として、目的物の占有の移轉を成立要件とする。

契約によるの外、別に法律の規定によりて生ずる法定質權があり、質權に關する規定の準用がある(第三三五條)。

(二) 不動産質權の除外

滿洲國民法は、質權の種類として、動産質、權利質の二種を認むるに止まり、不動産質は認めない。この點は、日本民法と異るところである。

不動産質を認めないのは、左の如き理由からである。

- (イ) 不動産擔保の制度としては、債權者及び債務者の兩者に最も便利な抵押權がある。
- (ロ) 抵押權とは別個の制度として、不動産金融に利用せられるものに、典權がある。
- (ハ) 不動産質は日本に於てもこれが利用少く、殆んど死文化しつつある。
- (ニ) 將來債權の質權

質權は、債權に從屬するものであるが、將來の債權を擔保するために質權を設定することを得るか否かに付ては、從來相當に議論せられた。

滿洲國民法は、この點を積極に解し、質權は將來の債權のためにもこれを設定することを得るものとなしてゐる(第三二一條)。これは、後述の根抵當に關する明文と相對應するところのものである(第三五六條)。

(四) 轉 質

質權者は、權利の範圍内に於て、自己の責任を以て、質物を轉質なし得る(第三二八條)。

この場合の對抗要件等につき、規定せられてゐる(第三一九條)。

(五) 權利質

權利質とは、債權其の他の財産權を目的とする質權である(第三三六條)。

其の效力等に關しては、詳細規定せられてゐる(第三三七條以下)。權利質權の設定は、本法其の他の法令に規定ある場合を除くの外、其の權利の讓渡に關する規定に従ひこれをなすにより其の效力を生ずるものとせられるのは一の特色である(第三四二條)。

又、抵當附債權の質入の可能に付ても規定せられてゐる(第三三八條)。

第四 抵押權

(一) 抵押權の意義

抵押權とは、債務者又は第三者が占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産等につき、他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利をいふ(第三四五條)。即ち日本民法の抵當權と同一のもので、不動産並びに地上權、耕種權、典權を目的物とし、目的物の占有の移轉を必要とせず、且つ其の目的物につき、優先辨濟を受くる權利たるものである。後述の滌除の制度のないことを除いては、日本民法と實質的に大差はない。

(二) 根抵當

滿洲國民法は、將來發生することあるべき債權を擔保するために設定する抵押權たる、所謂根抵當に關して明文を設け、これを肯定してゐる。

所謂根抵當は、すでに古くより學說、判例の肯定するところのもので、現在に於ては金融上不可缺な制度とまでなつてゐる。従つて、これに關し、左の如き明文を設けてゐる(第三五六條)。

(イ) 抵押權は、其の擔保すべき最高金額のみを定め、債權の確定を將來に留保してこれを設定することを得る。

(ロ) 右の場合に於ては、其の確定に至る迄の間に於ける債權の消滅又は移轉は、抵押權に影響を及ぼすことはない。

(ハ) 債權が利息附なるときは、其の利息は、前項の最高金額中にこれを算入する。

(三) 滌除の不採用

日本民法には、抵當權につき、滌除といふ制度があるが、滿洲國民法はこの制度を認めない。この點は、實質的に兩法の相違する點である。

日本民法に於ける所謂滌除とは、抵當不動産の第三取得者が抵當權者に對し一定の金額を拂渡し又は供託して抵當權を積極的に消滅せしむるをいふ(日本民法第三七八條)。この制度には立法上の批難が多い。蓋し抵當不動産の第三取得者より滌除の申出のあつたときは、抵當權者は増加競賣の請求をなさない限り、抵當權の消滅を承認せざるを得ず、而かも増加競賣の請求には擔保供與の義務があり滌除金額が甚しく不當なる場合は兎に角として、然らざる限り滌除金額が被擔保債權の金額を完済す

るに足らざるときと雖も、滌除の申出を承認せざるを得ざることとなり、抵當權者に不利益であり、延ては抵當權に基く投資を躊躇せしむるに至るの傾向があるからである。

従つて日本に於ても、最近の立法たる、抵當證券法による抵當證券の發行のあつた抵當權には、滌除に關する規定はなく(同法第二四條)、又、農業用動産の上の抵當權にも、滌除は認められてゐない(農業用動産信用法第三條第三項)。

滿洲國民法も亦、滌除の制度は著しく抵當權者の利益を害し、抵當權の正當なる行使を阻害し、不動産金融の圓滿なる發展を妨害するものとするの見地よりして、この制度を削除してゐる。

第四章 債 權 法

第一節 債權法總論

第一 債權編の内容

債權編は、民法の第三編をなし、總則、契約、事務管理、不當利得、不法行爲の五章に分れてゐる。

る。

債權法は、普通講學上、債權總論と債權各論とに分たれる。

債權總論に屬するは、第一章細則があり、これは更に債權の目的、債權の效力、多數當事者の債權、債權の讓渡、債權の消滅、證券債權の六節に分れてゐる。

又、債權發生の原因を規定する債權各論は、契約、事務管理、不當利得、不法行爲の四章より成立しこれらの中で就中重要な地位を占むるは契約の章であり、これは更に、細則、贈與、賣買、交換、消費貸借、貸借、雇傭、請負、懸賞廣告、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の十五節に分れてゐる。これらは定型的契約たるものである。これに對し、事務管理、不當利得、不法行爲は、當事者の意思とは直接關係なく、法律上債權債務關係の生ずるところのものとして共通するところのものである。

債權に關しては、なほ民法債權編施行法(康德四年二月二十九日勅令第三四九號)がある。

第二 日本民法との比較

債權法は、經濟取引に關する法として、元來國により大なる差異はない。従つて債權法は、大體に

於て日本民法と近似する。日滿兩國が、近似した債權法を有することは、不可分關係にある兩國國民の實生活の便宜上よりいふも、必要のことである。故に債權編は、日本民法のそれに倣つて規定が設けられてゐる。

併しなほ、日本民法の不備缺陷とせられる點を、是正補足した部分はある。例へば債務引受に關する明文が設けられ、或は又、證券債權につき特に節を設け、これを統一的に規定してゐる。更に又、不法行爲に他人の權利の侵害を要件としない等の特色がある。

第三 債權の目的

債權の目的に關し、特定物の給付、不特定物の給付、金錢債權、利息債權、任意債權等につき規定せられること、日本民法と同じい。選擇債權に付ても規定せられるが、就中、選擇債權に關しては、日本民法よりも比較的詳細に規定せられ、從來の不備と認むべき點が補足せられてゐる（第三六七條以下）。

第四 履行補助者の過失による債務者の責任

債務の不履行に關聯し、履行補助者の過失による債務者の責任につき明文が設けられてゐる。

即ち債務者の法定代理人が、其の債務者のために履行をなし又は債務者が他人を使用して履行をなす場合に於て、債務者は其の法定代理人又は被用者の故意又は過失につき、自己の故意又は過失に於けると同一の責に任ずるものと規定せられる（第三七八條）。

右の規定は、日本民法には存しない。日本に於ける近時の學說を明文化したものであり、注目し値する。

第五 保證債務

保證債務は第一章第三節多數當事者の債權中に規定せられるが、左の如き諸點に於て、日本民法と異なる特色がある。

(一) 催告の抗辯の削除

日本民法では、保證人が債權者より請求を受けた場合、保證人は催告の抗辯と檢索の抗辯との二種の抗辯をなし得るものとせられてゐるが、滿洲國民法では、後者の抗辯のみなし得るものとせられ（第四二五條）、前者の抗辯は削除せられてゐる。これは、實際上、催告の抗辯の實益はないからである。

(二) 將來債務の保證

保證は將來の債務に付てもこれをなすことを得るものと規定せられ(第四一七條)、將來債務の保證の可能が條文化せられてゐる。

(三) 保證人の保護

保證人は、主たる債務者に屬する抗辯を以て、債務者に對抗することを得る。而して主たる債務者の抗辯權の拋棄は、保證人に對し其の效力を有しない旨が明定せられてゐる(第四二二條)。

又、主たる債務者が債權者に對し取消權又は解除權を有する場合には、保證人は債權者に對し債務の履行を拒むことを得るものとせられる(第四二四條)。

これらは共に解釋上の疑義を避け、保證人の保護をはかつたものである。

(四) 共同保證の擔保力の増大

共同保證の擔保力の増大に付ても、考慮が拂はれてゐる。

即ち共同保證につき、日本民法の如く分別主義を採用すると共に、保證人中に資力のなき者あるときは、其の辨濟不能の部分は保證人連帶して其の辨濟の責に任すべきものと規定せられてゐる(第四二九條)。

第六 債務引受

(一) 債務引受の新定

債務が、舊債務者から新債務者に、其の同一性を保持し乍ら移轉する所謂債務引受に關しては、日本民法には規定がないが、學說判例上は、これを肯定せられてゐる。滿洲國民法は、これに關し、第三編第一章第五節、債務の引受として規定を設けてゐる。

(二) 債務引受の要件

債務引受の要件は、左の如くに規定せられてゐる。

(イ) 舊債務者と新債務者との契約による場合。

(1) 債務の性質が、移轉に適することを要する(第四四〇條第一項但書)。

(2) 新債務者たるべき第三者が、利害の關係を有するときは、債務者の意思に反して引受をなすことを得るも、利害の關係を有せざるときは、債務者の意思に反して引受をなすことを得ず(第四四〇條第二項)。

(ロ) 舊債務者と新債務者との契約による場合。

(1) この場合は債權者の承認あることを要する(第四四一條第一項)。
(2) 債權者の承認ある迄は、當事者に於て債務引受契約を變更又は撤回することを得る(第四四三條)。

(3) 債務者の承認又は拒絶は、債務者又は新債務者たるべき者に對してなすことを要する(第四四一條第二項)。

(4) 債權者の承認を催告することを得、若し確答なきときは、承認の拒絶ありたるものと看做す(第四四二條)。

(三) 債務引受の效力

債務引受の效力に關しては、左の如く規定せられてゐる。

(イ) 債務の引受によりて、債務者の有したる抗辯權も亦移轉する。即ち引受人は、舊債務者に屬せし抗辯を以て、債務者に對抗することを得る(第四四五條)。

(ロ) 債務者と第三者との契約による引受の場合、債權者の承認あるときは、別段の意思表示なき限り、債務引受の成立したるときに遡りて其の效力を生ずる。併し、これを以て第三者の權利を害

することを得不い(第四四四條)。

(ハ) 債務の引受のあるときは、保證人又は第三者が債權につき供したる擔保は消滅する。併し保證人又は第三者が、債務の引受到同意したるときは共に移轉する(第四四六條)。

第七 債權の消滅

債權の消滅事由として、左の如き各種のものにつき規定せられてゐる。これらの規定は、一、二是正又は補足の點を除いては、日本民法と異るところはない。

- (一) 辨 濟 (第六節第一款)
- (二) 供 託 (同 第二款)
- (三) 相 殺 (同 第三款)
- (四) 更 改 (同 第四款)
- (五) 免 除 (同 第五款)
- (六) 混 同 (同 第六款)

第八 證券債權